

## 地震編資料8 生活物資等協定に関する資料

6 災害時における応急生活物資供給等の協力		
平成9年1月24日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（宮城「館」懇談会の構成市町） （地震編資料8-1）	塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村とみやぎ生活協同組合理事長
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （地震編資料8-2）	塩竈市長と （株）ヨークベニマル
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （地震編資料8-3）	塩竈市長と ロイヤルホームセンター(株)
平成17年4月15日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （地震編資料8-4）	塩竈市長と(株)やまや
平成19年7月31日	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 （地震編資料8-5）	塩竈市長と イオン(株)マックスバリュ事業本部
平成24年1月13日	災害時等における物資供給に関する協定（地震編資料8-6）	塩竈市長と NPO法人コメリ災害対策センター

地震編資料8-1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書  
(みやぎ生活協同組合)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

宮城「館」懇談会  
みやぎ生活協同組合

**(趣旨)**

第1条 この協定は、地震、風水害その他による災害が市町村内に発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、宮城「館」懇談会の構成市町村である塩竈市、多賀城市、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町及び大衡村（以下「甲」という。）と、みやぎ生活協同組合（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

**(協力事項の発動)**

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

**(物資供給の協力要請)**

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は乙に対し物資の供給について協力を要請することができる。

**(物資供給の協力等)**

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関する協力等については積極的に努めるものとする。

**(物資の内容)**

第5条 甲が乙に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

**(物資供給の要請手続等)**

第6条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲から乙へ要請等の経路は、別表2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来たさないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

**(物資の運搬)**

第7条 物資の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

**(物資の取引等)**

第8条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとするし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲の職員が確認のうえ引き取るものとする。

(費用)

第9条 第4条及び第7条の規定により、乙が供給した物資の乙の指定する者が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は、災害時以前における価格を基準として、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第10条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保有)

第11条 この協定を証するため、本書10通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保有する。

(施行期日)

第12条 この協定は、平成9年1月24日から施行する。

平成9年1月24日

甲	塩	竈	市	長	三	升	正	直
多	賀	城	市	長	鈴	木	和	夫
松	島	町	長	内	田	鉄	夫	
七	ヶ	浜	町	長	阿	部	仁	
利	府	町	長	高	橋	信	雄	
大	和	町	長	木	幡	恒	雄	
大	郷	町	長	鈴	木	直		
富	谷	町	長	若	生	照	夫	
大	衡	村	長	跡	部	昌	洋	

乙 みやぎ生活協同組合理事 外 尾 健 一

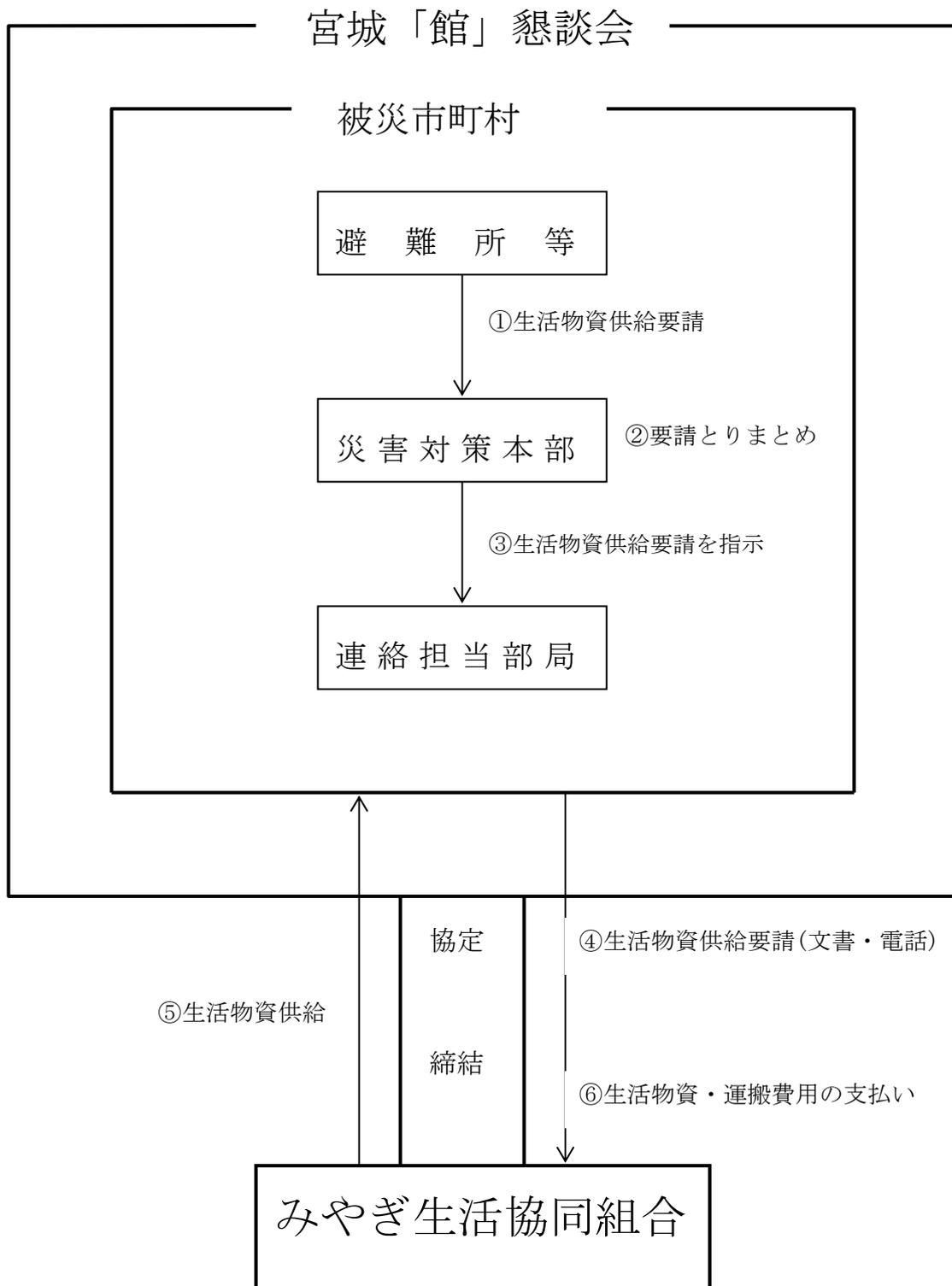
別表1

災害応急物資（第5条関係）

	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食糧品	水（ミネラルウォーター） 清涼飲料水 乾パン 缶詰 菓子類 砂糖 即席カップラーメン 粉ミルク その他の食品	切り餅 即席ラーメン 緑茶・コーヒー パン・米 バター・ジャム その他の食品
衣料品 ・ 寝具等	毛布 布団 その他	下着（男性・女性・子供） 靴下（男性・女性・子供） 靴 トレーナー その他
日用品 ・ 雑貨品	懐中電灯 乾電池 ティッシュ トイレットペーパー 生理用品 紙おむつ ほ乳びん 卓上ガスコンロ 軍手 その他	タオル 石鹸・シャンプー 歯ブラシ 歯磨き粉 鍋 食器類 その他

別表2

物資供給の要請手続等（第6条関係）



地震編資料8-2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定  
(株式会社ヨークベニマル)

8-2.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

株式会社ヨークベニマル（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）とは、次のとおり物資の供給協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法第2条第1項第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、または、発生する恐れがある場合において、乙から甲に対して行う物資の供給協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 乙は災害時における応急措置のため、緊急に物資を調達する必要があると認めるときは、甲の保有する物資の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第3条 甲は、乙から前条の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

（物資の範囲）

第4条 物資の種類は次のとおりとし、甲が取り扱っているもののうち、乙が緊急に必要なものとし、かつ、甲において調達できる物資とする。

- (1) 食料品
- (2) 衣料品
- (3) 医療品
- (4) 寝具類
- (5) 食器類
- (6) 炊事用具
- (7) 日用品雑貨
- (8) 暖冷房器具（燃料含）
- (9) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 乙が前条に掲げる物資の供給を受けようとするときは、出荷要請書（様式-1）をもって甲に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口

頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

(物資の引き渡し)

第6条 物資の引き渡しは、原則として甲が所有する店舗等など甲が指定する場所において行うものとする。ただし、甲が運搬可能な場合においては、乙の指定する場所に運搬するものとする。乙は当該場所へ職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

2 乙は、物資を確認後、速やかに出荷確認書(様式-2)を甲に提出するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲が供給した商品の代金については、乙が負担するものとする。また、甲が物資の運搬を行ったときに要する経費は、乙が負担するものとする。

2 乙は前項に基づく請求があったときには、甲に対し速やかに代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第8条 物資の価格は、災害が発生する直前における甲の店頭価格を基準とした適正な価格とする。

(改正又は廃止)

第9条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって3箇月前以前に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は随時協議を実施するものとする。

(その他)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(実施時期)

第12条 この協定は、平成17年4月15日から実施する。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年 4月 15日

甲 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

株式会社 **ヨグベニマル**  
取締役社長 **大高善興**



乙 塩竈市旭町1番1号

塩 竈 市 長

佐藤



様式－1

第 号  
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

**出 荷 要 請 書**

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、下記の物資の出荷を要請します。

記

品名	規格	数量	備考

様式－2

**出 荷 確 認 書**

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品名	規格	数量	備考

平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

8-2.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(株式会社ヨークベニマル)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

- 2 甲及び乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ確認しておくものとする。
- 3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の確保)

第3条 協定書第4条に規定する物資は、甲において確保調達できる物資とする。

(物資の納品及び引き渡し)

第4条 協定書第6条に規定する物資の引き渡しが、甲において行うことが困難な場合、甲の指定する業者が行えるものとする。

- 2 甲は、乙が指定する場所に物資を納入する場合、物資の種類、数量等を記載し納品書を乙の職員に引き渡すものとする。
- 3 前項の納品書を受領した職員は、物資の種類、数量を確認の上、物資を引き取るとともに、サインした出荷確認書（納品伝票写し添付）を甲に引き渡すものとする。

(費用)

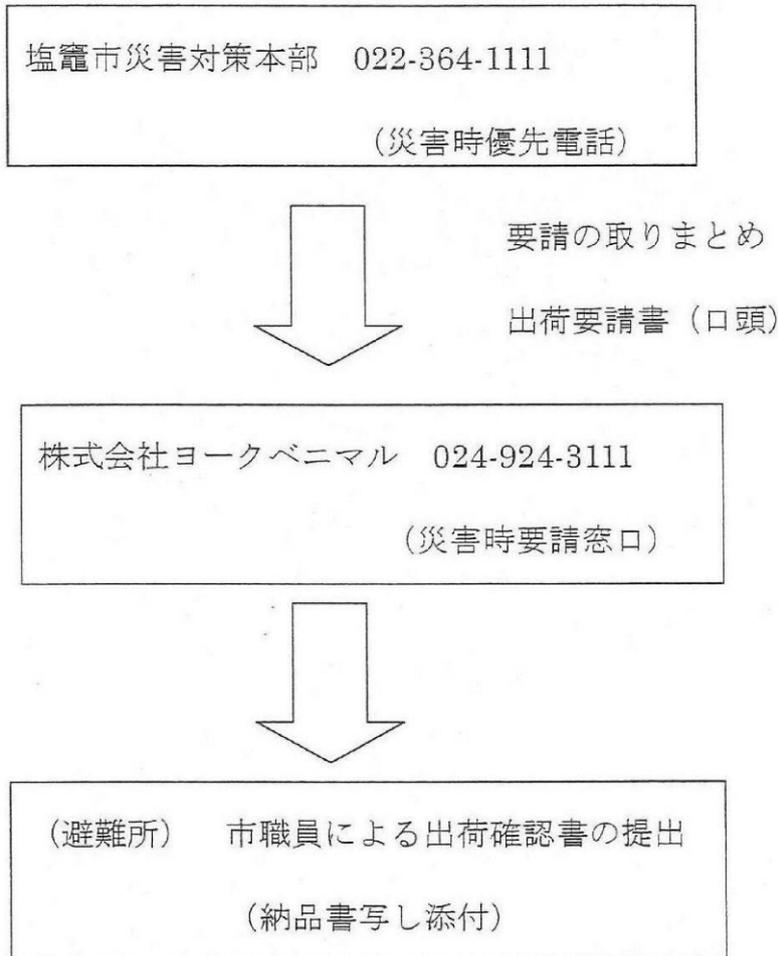
第5条 甲が物資運搬の依頼をした業者に係る運搬に要した費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第6条 協定書第10条に規定する協議は、別表1に示す経路の見直し及びその他必要な事項について行う。

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路



(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係  
022-361-1587 (FAX兼用)

株式会社ヨークベニマル 総務部  
024-924-3111 (FAX024-932-7623)

地震編資料8-3 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定

(ロイヤルホームセンター株式会社)

8-3.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、ロイヤルホームセンター株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。  
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

(施行期日)

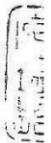
第11条 この協定は、平成 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日から施行する。

平成 $\times$ 年 $\times$ 月 $\times$ 日

宮城県塩釜市海岸通15-13  
甲 ロイヤルホームセンター塩釜  
店長 杉本幸一郎  
大阪市北区梅田3丁目3番5号  
ロイヤルホームセンター株式会社  
代表取締役 西尾正憲  
乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



別表1

災害応急物資（第4条関係）

	品目	区分	品目	
情報伝達用具・ 消火用具	サイレン付き拡声機	生活用品	水ポリタンク	
	消火バケツ		カセットコンロ	
救出用具	金バケツ		コンロ用替ボンベ(3P)	
	粉末消火器(10型)		七輪	
	ヘルメット		切炭	
	小型油圧ジャッキ		やかん(4ℓ)	
	チェーンソー		やかん(5ℓ)	
	銅管製八連梯子		エアーポット	
	はしご兼用脚立		軍手	
	剣型スコップ		生理用品	
	角型スコップ		ティッシュペーパー(5箱組)	
	まさかり		チャッカマン	
	ナタ		ハンドライト	
	つるはし		乾電池(単1)	
	斧		乾電池(単2)	
	のこぎり		サランラップ	
	金切のこ		ローソク	
	かけや		紙パンツ	
	両口大ハンマー		紙オムツ	
ヒラバール	ブルーシート(12畳)			
ボルトクリッパー	石油ストーブ			
救護・避難用具	ロープ(20m)		燃料関係	ガソリン携行缶10ℓ
	ロープ(200m)			ガソリン携行缶20ℓ
	一輪車	灯油ポンプ		
	ラジオ付きライト	灯油缶		
	発電機	その他	掲示板	
	ハロゲン投光器		ヘルスマーター	
	作業灯		ポリバケツ	
コードリール	冷却剤			
医薬品等	熱さまシート(12枚入り)			
	カットバン(22枚入り)			

8-3.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(ロイヤルホームセンター株式会社)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式-1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更のあった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しが終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式-2）を甲に提出するものとする。

様式-1

第 号  
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

### 出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、下記の物資の出荷を要請します。

記

品名	規格	数量	備考

様式-2

### 出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品名	規格	数量	備考

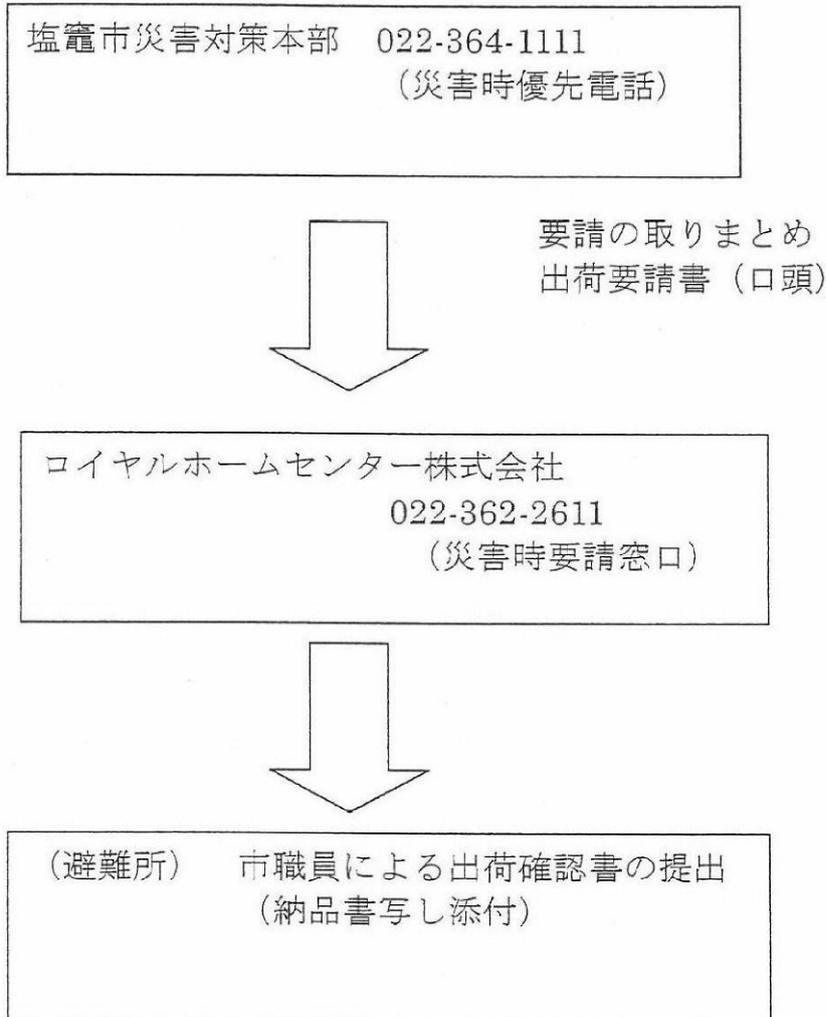
平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路



(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係  
022-361-1587 (FAX兼用)

ロイヤルホームセンター株式会社 塩釜店  
022-362-2611 (FAX022-362-5092)

地震編資料8-4 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定  
(株式会社やまや)

8-4.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、株式会社やまや（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。  
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

(費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

(施行期日)

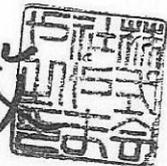
第11条 この規定は、平成ノ>年 女月 八日 から施行する。

平成ノ>年 女月 八日

甲 塩竈市新浜町一丁目11番19号  
株式会社 やまや

代表取締役社長

川崎 茂



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤



別表1

災害応急物資（第4条関係）

区 分	ライフラインストップ	ライフライン一部復旧
食料品	水(ミネラルウォーター)	即席ラーメン
	清涼飲料水	緑茶・コーヒー
	缶詰	米
	インスタントコーヒー	乾麺
	野菜・果実ジュース	冷凍食品
	即席カップメン	バター・ジャム
	調味料	その他の食料品
	砂糖・塩	
	その他の食料品	哺乳瓶ブラシ

8-4.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(株式会社やまや)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定（以下「協定」という）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式-1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しを終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式-2）を甲に提出するものとする。

様式-1

第 号  
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

### 出 荷 要 請 書

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、下記の物資の出荷を要請します。

記

品名	規格	数量	備考

様式-2

### 出 荷 確 認 書

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品名	規格	数量	備考

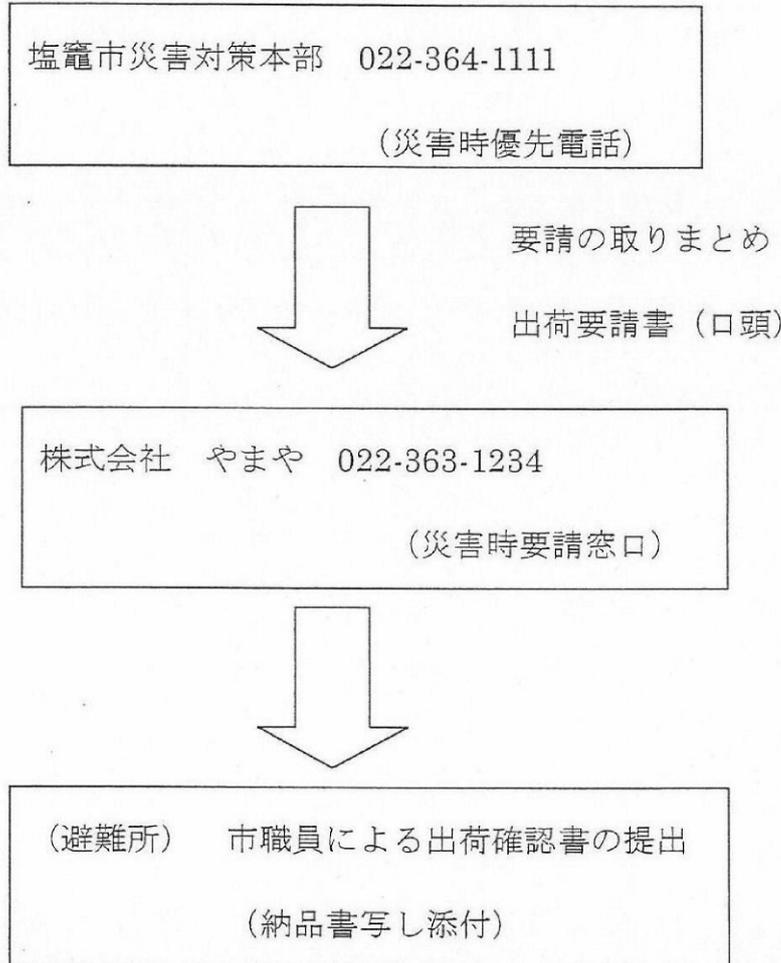
平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路



(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 総務部防災安全課 防災安全係  
022-361-1587 (FAX兼用)

株式会社 やまや 総務部  
022-363-1234 (FAX022-363-1258)

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、イオン株式会社ジャスコ塩釜店（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（協力事項の発動）

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

（物資供給の協力要請）

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

（物資供給の協力等）

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

（物資の内容）

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

（物資供給の要請手続等）

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。  
2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

（物資の運搬）

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

（物資の取引等）

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所

## 地震編資料8-5 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定 (イオン株式会社ジャスコ塩釜店)

### 8-5.1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

地震、風水害その他による災害が塩竈市内に発生し、又は発生の恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、イオン株式会社（以下「甲」という。）と塩竈市（以下「乙」という。）は災害時の住民生活の早期安定を図るために行う、応急生活物資（以下「物資」という。）供給等の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (協力事項の発動)

第1条 この協定に定める災害時の協力事項は、乙が災害対策本部を設置し、甲に対して協力要請を行ったときをもって発動する。

#### (物資供給の協力要請)

第2条 災害時において乙が応急生活物資を必要とするとき、乙は甲に対し物資の供給について協力を要請することができる。

#### (物資供給の協力等)

第3条 甲は、前条の規定により乙から要請を受けたときは、物資の優先供給及び運搬に関して積極的に協力するものとする。

#### (物資の内容)

第4条 乙が甲に要請する災害時の物資は、被害の状況に応じ、概ね別表1のとおりとする。

#### (物資供給の要請手続等)

第5条 乙の甲に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭等にて要請し、事後文書を提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検及び改善に努めるものとする。

#### (物資の運搬)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する者が行うものとする。

#### (物資の取引等)

第7条 物資の引渡し場所は、甲と乙が協議して決定するものとし、当該場所において甲の納品書等に基づき、乙の職員が確認の上引き取るものとする。

#### (費用)

第8条 第3条及び第6条の規定により、甲が供給した物資及び甲の指定する者が行った運搬の費用については、乙が負担するものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関して疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

(協定書の保存)

第10条 この協定を証するため、本書2通を作成し甲及び乙は記名押印のうえ、各1通を保存する。

(施行期日)

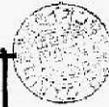
第11条 この協定は、平成19年7月31日から施行する。

平成19年7月31日

甲 仙台市青葉区中央3丁目3番3号  
イオン株式会社マックスバリュ事業本部

東北事業部長

青柳英樹



乙 塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



別表1

## 災害応急物資（第4条関係）

区 分	品 目
医薬品等	熱さまシート（12枚入り） カットバン（22枚入り） 消毒薬 ぬり薬 シップ（6枚入）
生活用品	カセットコンロ コンロ用替ボンベ（3P） 軍手 生理用品 ティッシュペーパー（5箱組） チャッカマン 乾電池（単1）乾電池（単2） サランラップ ローソク 紙パンツ 紙オムツ
その他	毛 布 カップ麺・おにぎり等軽食

8-5.2 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定実施細目

(イオン株式会社ジャスコ塩釜店)

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施に必要な細目を定めるものとする。

(要請の手続き)

第2条 協定書第5条に規定する要請は、出荷要請書（様式-1）をもって行なうものとする。

2 乙から甲への要請等の経路は、別表1のとおりとする。

3 前項の連絡責任者等に変更があった場合は、相互に通知するものとする。

(物資の納品及び引き渡し)

第3条 協定書第7条に規定する物資の引渡しを終了後、乙は速やかに出荷確認書（様式-2）を甲に提出するものとする。

様式－1

第 号  
平成 年 月 日

出荷者 殿

塩竈市災害対策本部長

**出 荷 要 請 書**

平成 年 月 日付け「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書」に基づき、下記の物資の出荷を要請します。

記

品名	規格	数量	備考

様式－2

**出 荷 確 認 書**

平成 年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。

記

品名	規格	数量	備考

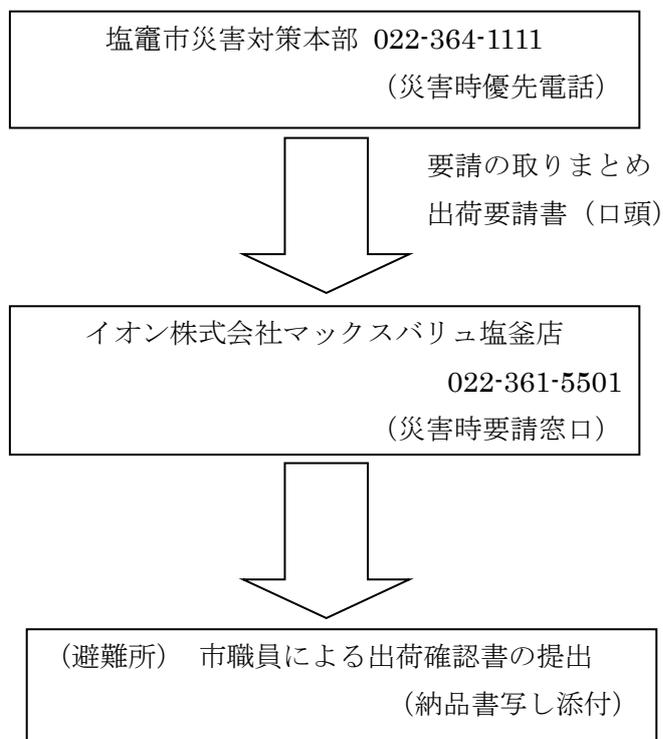
平成 年 月 日

塩竈市災害対策本部長

出荷者 殿

別表1

災害時における応急生活物資の要請経路



(平常時連絡窓口)

塩竈市役所 市民総務部 市民安全課 防災安全係

022-361-1587 (FAX兼用)

イオン株式会社 マックスバリュ塩釜店

022-361-5501 (FAX 022-361-5608)

地震編資料8-6 災害時等における物資供給に関する協定

NPO法人コメリ災害対策センター

災害時等における物資供給に関する協定書



災害時等における物資供給に関する協定書



宮 城 県 塩 竈 市

NPO 法人コメリ災害対策センター

## 災害時における物資供給に関する協定書

宮城県塩竈市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

### （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

### （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

### （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

### （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

### （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 24年 / 月 / 13 日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号  
塩竈市長 佐藤



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO法人 コメリ災害対策センター  
理事長 棒賢一



別表  
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール、
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

地震編資料9 災害時の医療救護活動に関する協定資料

7 災害時の医療救護活動に関する協定		
平成18年3月29日	災害時の医療救護活動に関する協定 (地震編資料9-1)	社団法人宮城県塩釜医師会

地震編資料9-1 災害時の医療救護活動に関する協定

社団法人宮城県塩釜医師会

災害時の医療救護活動に関する協定書

塩竈市地域防災計画(震災対策編)

【資料編】



災害時の医療救護活動に関する協定書



塩 竈 市

社団法人宮城県塩釜医師会

災害時の医療救護活動に関する協定

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲が策定する地域防災計画に基づき、甲が実施する医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに關し、必要な事項を定めるものとする。

（救護所の設置等）

第2条 甲は、災害が発生したことにより医療救護活動を実施する必要が生じたときは、乙と協議の上、直ちに救護所を設置するものとする。この場合において、災害の状況により必要と認めるときは、乙の協力を得て、避難所の医療施設等に救護所を設置するものとする。

2 甲は、前項の規定により救護所を設置するときは、乙の協力を得て、災害により負傷し、若しくは疾病にかかった者（以下「傷病者」という。）又は死亡した者を必要に応じて搬送し、又は收容するための医療施設（以下「後方医療施設」という。）を指定するものとする。

（医療救護活動に関する協力の要請）

第3条 甲は、前条第1項の規定により救護所を設置するときは、医療救護班派遣要請書（様式第1号）により乙に医療救護班の派遣を要請するものとする。ただし、甲は、医療救護班派遣要請書を提出する暇がないときは、口頭又は電話により、乙に医療救護班の派遣を要請した後において医療救護班派遣要請書を提出することができる。当初の派遣要請に係る内容を変更する要請を行うときも、また同様とする。

2 乙は、前項の規定により派遣の要請を受けたときは、直ちに医療救護班を編成し、前条第1項の規定により甲が設置する救護所（以下「救護所」という。）に当該医療救護班を派遣して医療救護活動を行うものとする。

（医療救護班による医療救護計画の策定等）

第4条 乙は、乙の医療救護班による医療救護活動（以下「乙の医療救護活動」という。）を円滑に行うため、あらかじめ乙の医療救護活動に関する計画（以下「医療救護計画」という。）を策定するものとする。

2 乙は、医療救護計画を策定したときは、当該計画書を甲に対し送付するものとする。当該医療救護計画を変更したときも、また同様とする。

（医療救護班の業務）

第5条 乙の医療救護活動に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の応急処置及び医療に関すること。
- (2) 傷病者の後方医療施設への搬送の要否及び当該搬送順位の決定に関すること。

(3) 傷病者の死亡の確認に関すること。

2 乙の医療救護活動は、救護所において行うことを原則とする。ただし、緊急かつ必要があると認められるときは、災害現場においてこれを行うものとする。

(医療救護活動に関する指揮)

第6条 救護所の運営管理に関する事項の指揮は、甲が行うものとする。

2 乙の医療救護活動に関する事項の指揮命令は、甲乙双方の緊密な連携のもと、乙が行うものとする。

(傷病者の搬送)

第7条 傷病者の後方医療施設への搬送は、甲が行うものとする。

(医薬品等の補給)

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該救護班が携行するもののほか、甲が供給する。

(医療費)

第9条 救護所(第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行うときの当該現場を含む。)における傷病者の医療費は無料とする。

2 後方医療施設における傷病者の医療費は、原則として当該傷病者の負担とする。

(医療救護活動の報告)

第10条 乙は、医療救護班ごとにその医療救護活動の実績及び診療内容等を記録した医療救護日報(様式第2号)を整備するとともに、当該医療救護日報の副本を甲に対し送付するものとする。

(事故報告)

第11条 乙の医療救護活動に従事した者が、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、乙は、医療救護活動事故報告書(様式第3号)により、速やかに甲に報告するものとする。

(災害補償)

第12条 甲は、前条の規定による報告があったときにおいて、乙の医療救護活動に従事している者が、当該医療救護活動に従事している間及び救護所(第5条第2項の規定により災害現場において医療救護活動を行う場合の当該現場を含む。)までの往復途上にある間に、当該医療救護活動に従事したことを直接の原因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡したと認められるときは、甲は当該傷病等を負った者(以下「医療救護活動従事に係る被災者」という。)に対し次に掲げるところにより災害補償を行う。

(1) 医療救護活動従事に係る被災者が医師又は薬剤師であるときは、塩竈市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成14年塩竈市条例第18号)に準じ災害補償を行う。

(2) 医療救護活動従事に係る被災者が前号に掲げる者以外であるときは、議会の議員そ

の他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年塩竈市条例第29号）に準じ災害補償を行う。

（医事紛争の処理）

第13条 乙の医療救護活動に従事した者と傷病者との間に、甲が要請した医療救護活動に起因する医事紛争が生じたときは、原則として甲の責任と負担においてこれを処理するものとする。

（費用負担）

第14条 乙の医療救護活動に要した次に掲げる経費は、甲の負担とする。

- (1) 医療救護班の派遣に要した費用（医療救護班に従事した者に対する報酬及び費用弁償その他派遣に要した費用をいう。）
- (2) 医療救護班が携行し、又は調達し、医療救護活動のために使用した医薬品、医薬材料等の費用
- (3) 医療救護班が携行した医療資器材等が滅失損傷したときの費用
- (4) 第2条の規定により医療施設に救護所を設置した場合において、医療救護班による医療救護活動を直接の原因として当該医療施設に損傷が生じたときの修繕に要する費用
- (5) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要した費用

（災害救助法との関係）

第15条 災害時の救助活動に関し、災害が災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたときは、災害救助法の定めるところによる。

（防災訓練への参加）

第16条 乙は、甲から要請があったときは、甲が実施する防災訓練に参加するものとする。

（指定の期間）

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

2 前項に規定する有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この期間を更に1年延長するものとし、その後において当該期間が満了したときも、また同様とする。

（実施細目）

第18条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第19条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義の生じた事項については、甲乙双方協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月29日

甲 塩竈市長

佐藤



乙 塩竈市錦町7番10号

社団法人宮城県塩釜医師会

会長

権正



災害時の医療救護活動実施細目

塩竈市（以下「甲」という。）と社団法人宮城県塩釜医師会（以下「乙」という。）とは、平成18年3月29日に甲乙間で締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定書」という。）第18条の規定に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（緊急連絡網の整備）

第1条 甲及び乙は、協定書に定める災害時の医療救護活動を迅速かつ円滑に実施するため、相互に緊急連絡網の整備を行うものとする。

（医療救護活動に関する連絡調整）

第2条 医療救護活動に関する甲と乙との間における連絡調整は、甲にあっては甲があらかじめ指名する職員、乙にあっては乙の事務局に所属する職員のうち乙があらかじめ指名する職員が行うものとする。

（医療救護活動を実施する場合の災害の程度）

第3条 協定書第2条に規定する医療救護活動を実施する必要があるときは、災害により集団的に多数の傷病者が生じた場合をいう。

（医療救護班の編成）

第4条 協定書第3条の規定により甲がその派遣を要請する医療救護班は、医師、看護師及び補助者で編成し、必要に応じて、保健師、薬剤師又は助産師を加えるものとする。

2 医療救護班の班長は、医師とする。

（医療救護計画）

第5条 協定書第4条第1項に規定する医療救護計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成及び体制
- (2) 医療救護班が携行する医薬品、医療資器材等の内容及び数量
- (3) 医師会、医療施設その他関係機関との連絡体制
- (4) その他乙の医療救護活動の実施に必要な事項

（指揮体制）

第6条 協定書第6条第2項に規定する指揮命令に際しては、乙は指揮本部を設置

し、その体制等について事前に甲に報告するものとする。

(報酬等の額)

第7条 協定書第14条第1項第1号に規定する報酬及び費用弁償の金額については、別表に定めるとおりとする。

(費用の請求)

第8条 協定書第14条の規定により甲が負担する費用に係る乙の請求は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる請求書に関係書類を添付し、これらを甲に提出することにより行うものとする。

- (1) 協定書第14条第1号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療救護班派遣費用)(様式第1号)
- (2) 協定書第14条第2号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医薬品、医薬材料費用)(様式第2号)
- (3) 協定書第14条第3号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療資器材弁償費用)(様式第3号)
- (4) 協定書第14条第4号に掲げる費用を請求する場合 請求書(医療施設修繕費用)(様式第4号)

(協議)

第9条 この実施細目に定めのない事項又はこの細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この実施細目の合意の証として、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年3月29日

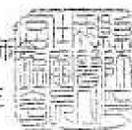
甲 塩竈市長 佐藤 昭



乙 塩竈市錦町7番10号

社団法人宮城県塩釜医師会

会長 横山 義正



別表

医療救護班の編成及び派遣に要する費用弁償の額

区分	日 当 額	旅 費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則(昭和35年宮城県規則第48号)別表第2に定める額		
薬剤師	同 上		
保健師 看護師 助産師	同 上		
補助者	看護師日当の1/2 (100円未満切捨)	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)別表第1行政職給料表2級の職務にある者の旅費相当額	職員の給与に関する条例(昭和32年宮城県条例第29号)別表第1行政職給料表2級の職務にある者の時間外勤務手当支給の例による額

## 地震編資料10 災害時の情報交換に関する協定資料

8 災害時の情報交換に関する協定		
平成21年8月31日	災害時の情報交換に関する協定 (地震編資料10-1)	塩竈市長と 国土交通省東北地方整備局長

地震編資料10-1 災害時の情報交換に関する協定  
塩竈市長と国土交通省東北地方整備局長

## 災害時の情報交換に関する協定書



本

## 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、塩竈市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

## （目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

## （情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 塩竈市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
- 二 塩竈市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき



## （情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関する事
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関する事
- 三 その他必要な事項

## （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

## （災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。



## （平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

## （協議）

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

**地震編資料 1 1 災害時における応急生活物資の配送等に関する協定資料**

9 災害時における応急生活物資の配送等の協定		
平成25年10月22日	災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定 (地震編資料 1 1 - 1)	塩竈市長と ヤマト運輸株式会社宮城主管支店
平成26年8月28日	災害時における緊急物資の輸送に関する協定 (地震編資料 1 1 - 2)	塩竈市長と 公益社団法人宮城県トラック協会 塩釜支部

地震編資料1 1-1 災害時における応急生活物資の配送等に関する協定  
(ヤマト運輸株式会社宮城主管支店)

災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定書

塩 竈 市  
ヤマト運輸株式会社

## 第1編 地震災害対策編資料

### 災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定書

塩竈市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社宮城主管支店（以下「乙」という。）は、災害時における避難所等への物資の配送（以下「物資の配送」という。）及び甲が管理する支援物資拠点への物資の受け入れ、仕分け、出庫（以下「物資の受け入れ等」という。）及び支援物資拠点の物資管理（以下「物資管理」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の要請により乙が行う物資の配送、物資の受け入れ等及び物資管理に関し必要な事項を定めることにより、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

#### （要請の内容）

第2条 甲は、次の事項について乙に要請することができる。

- (1) 物資の配送に関すること。
- (2) 物資の受け入れ等に関すること。
- (3) 物資管理に関すること。
- (4) その他甲乙双方が必要と認めること。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限り対応するものとする。

#### （要請の手続）

第3条 甲は、前条第1項に掲げる事項について要請するときは、物資の配送等に関する要請書（別記様式）を乙に提出する。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに物資の配送等に関する要請書を提出するものとする。

#### （連絡先の報告）

第4条 甲及び乙は、連絡を円滑に行うため連絡責任者を定め相手方に報告するものとする。

2 前項の連絡責任者に変更が生じたときは、速やかに相手方に報告するものとする。

#### （経費の負担）

第5条 第2条第1項に掲げる事項を実施するために要した経費は、甲が負担する。

2 前項の費用（支払時期及び支払方法を含む。）については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

#### （情報の交換）

第6条 甲及び乙は、災害応急対策及び災害復旧対策に関し必要な事項について情報交換に努めるものとする。

(免除)

第7条 乙が災害により被害を受けたときは、甲乙協議のうえ第2条第1項に掲げる事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第9条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通保有するものとする。

平成25年 10月 22日

甲 宮城県塩竈市旭町1番1号

塩竈市長

佐藤 昭



乙 宮城県仙台市泉区大沢3丁目1番地の3  
ヤマト運輸株式会社 宮城主管支店

主管支店長

宮坂 直孝



第1編 地震災害対策編資料

別記様式（第3条関係）

物資の配送等に関する要請書

年 月 日

ヤマト運輸株式会社 殿

塩竈市長

年 月 日に締結した「災害時における避難所等への物資の配送等に関する協定」  
第3条の規定に基づき、下記事項について要請します。

記

要請事項及び要請の有無	具体的な内容	備考
第2条第1号 有・無		
第2条第2号 有・無		
第2条第3号 有・無		
第2条第4号 有・無		

地震編資料 1 1 - 2 災害時における緊急物資の輸送に関する協定

塩竈市長と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部

## 緊急物資の輸送に関する協定書

宮 城 県 塩 竈 市

公益社団法人  
宮城県トラック協会塩釜支部

## 緊急物資の輸送に関する協定書

塩竈市(以下「甲」という。)と公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部(以下「乙」という。)は、緊急物資の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

### (趣 旨)

第1条 この協定は、塩竈市地域防災計画に基づき、災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。以下同じ。)が発生した場合に甲が乙に対して要請する生活救援物資等の緊急輸送(以下「緊急輸送」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害が発生した場合で乙の協力が必要であると認めるときは、乙に対し、別に定める様式により緊急輸送の要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、その後速やかに同様式を提出するものとする。

### (実 施)

第3条 乙は、甲から緊急輸送の要請を受けたときは、やむを得ない事由がある場合を除き、通常業務に優先して緊急輸送を実施するものとする。

### (報 告)

第4条 乙は、緊急輸送を実施したときは、甲に対し、別に定める様式により実施状況を報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により報告し、その後速やかに同様式を提出するものとする。

### (経費の負担)

第5条 甲は、乙が緊急輸送を実施するために要した費用を負担する。

- 2 前項の費用の額は、災害発生時における輸送従事事業者の届出運賃・料金を基準として甲乙協議のうえ決定するものとする。

### (事故等)

第6条 乙は、乙が緊急輸送を実施するにあたり使用した車両(次項において「輸送車両」という。)が事故その他の事由により運行を中断したときは、速やかに当該車両を交換し、緊急輸送を継続するものとする。

- 2 乙は、緊急輸送の実施に際し、輸送車両に事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

### (損害賠償責任)

第7条 乙は、緊急輸送の実施に際し乙の責めに帰すべき事由により第三者又は緊急輸送に従事した者(同伴者を含む。)に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

### (補 償)

第8条 第3条の規定により緊急輸送に従事した者が、これに従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は廃疾になった場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(車両状況報告)

第9条 甲は、この協定に基づく緊急輸送を円滑に行うために必要と認めるときは、乙または乙に加盟する会員等が保有する車両の数量等について、乙に報告を求めることができる。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては市民総務部市民安全課長、乙においては公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部事務長とする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

平成26年8月28日

塩竈市旭町1番1号

(甲)

塩竈市長

佐藤 昭



塩竈市新浜町三丁目6番5号

(乙)

公益社団法人 宮城県トラック協会 塩釜支部

支部長

伊藤 治



様式1 (第2条関係)

平成 年 月 日

公益社団法人  
宮城県トラック協会塩釜支部  
支部長 殿

塩竈市長

### 緊急輸送要請書

平成 年 月 日締結の「緊急物資の輸送に関する協定書」第2条の規定に基づき下記の通り緊急輸送を要請します

記

- 1 災害の状況及び緊急輸送を必要とする理由
- 2 緊急輸送に必要とする車両の車種、台数及び人員

車種(形状)	最大積載量(t)	台数	従事人員

- 3 緊急輸送を必要とする期間、場所等

輸送期間	搬送先	集合	
		日時	場所

- 4 輸送品目及び数量
- 5 現場責任者
- 6 その他必要な事項

(町担当者；所属 担当者氏名 電話番号 )

様式2 (第4条関係)

平成 年 月 日

塩竈市長 殿

公益社団法人  
宮城県トラック協会塩釜支部  
支部長

### 緊急輸送業務実施報告書

「緊急物資の輸送に関する協定」に基づき、緊急輸送業務を実施しましたので  
下記の通り報告します。

#### 記

1 緊急輸送の実施内容

輸送年月日

---

輸送場所(区間)

---

使用台数

---

輸送品目及び数量

---

その他

---

輸送実施業者

---

2 費用の概算

3 その他

塩釜支部・緊急物資輸送体制

会社名	提供可能輸送力	夜間休日連絡先	
		第一連絡者	第二連絡者
塩釜港運送(株) 複合輸送支店 仙台市宮城野区港2-1-5 TEL 022-259-5811 F 022-258-1384	2トン車 1台 10トン車 1台 (平ボディ) ダンプ車 2台	運行管理代務者(会社) 022-259-5811 休日;日・祭日 時間外対応可	郷家 肇(携帯) 0907567-1240
カメイ物流サービス(株) 多賀城市栄2-7-36 TEL 022-365-3411 F 022-367-1291	ウィング車 10トン車 2台	運行管理代務者(会社) 022-385-5073 休日;年中無休 時間外対応可	白澤春美(携帯) 0901372-1118
(株)丸山運送 仙台市宮城野区港4-1-2 TEL 022-258-0665 F 022-258-0889	ウィング車 4トン車 2台 10トン車 1台 1トンフォーク2台	運行管理代務者(会社) 022-258-0665 休日;日曜日 時間外対応可	小野聡一郎(携帯) 0901067-2425
三陸輸送(株) 仙台市宮城野区港1-1-18 TEL 022-258-8071 F 022-258-8616	ウィング車 10トン車 1台	運行管理代務者(会社) 022-258-8071 休日;日・祭日 時間外対応不可	佐藤清貴(携帯) 0907563-2338
伊藤トラック(株) 多賀城市大代1-3-2 TEL 022-366-1131 F 022-366-1133	石油ローリー車 14KL 1台	運行管理代務者(会社) 022-366-1131 休日;日・祭日 時間外対応可	伊藤 治(携帯) 0903360-7377
塩釜陸運(株) 塩釜市新浜町2-19-1 TEL 022-366-3137 F 022-364-9567	ウィング車 4トン車 3台	運行管理代務者(会社) 022-366-3137 休日;日・祭日 時間外対応可	佐藤由宏(携帯) 0908423-5371
(株)岡崎運輸 塩釜市新浜町1-27-1 TEL 022-366-1081 F 022-366-5134	保冷4トン車 2台 フォーク 2台	住家文浩(携帯) 0907068-8383 休日;日曜日 時間外対応可	運行管理代務者(会社) 022-366-1081

緊急輸送対応車両数(合計 20台)

- ①2トン車 1台 ②4トンウィング車 5台 ③10トンウィング車 4台  
④平ボディ10トン車 1台 ⑤14KL石油ローリー車 1台 ⑥保冷車 2台  
⑦ダンプ車 2台 ⑧フォークリフト 4台

平成25年10月01日現在

災害緊急輸送対策本部【連絡網】

平成25年度  
 (公社)宮城県トラック協会

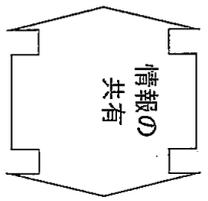
(公社)宮城県トラック協会 「災害緊急用携帯電話 090-5830-6663・090-7662-7700」			
緊急対策委員会担当	協会 022(238) 2721 FAX 022(238) 4336	業務部長(菅原三郎)	事務局長(高橋泰治)
協会 022(238) 2721 FAX 022(238) 4336	協会 左 同 FAX 左 同	協会 左 同 FAX 左 同	専務理事(吉田雄三)
廣瀬業務課長 久保業務係員	携帯 070-5624-3011 自宅 022(374) 9498	携帯 090-2367-0024 自宅 022(233) 8806	協会 左 同 FAX 左 同
	緊急 090-7662-7700	緊急 090-5830-6663	携帯 090-6455-3665 自宅 0225(95) 4103
			休日 090-6455-3665

- 被害状況の把握
- 緊急輸送の連絡
- その他

宮城県庁  
 県商工経営支援課  
 電話022-211-2746  
 FAX022-211-2749

全ト協(交通環境部長、)  
 03(5323) 7109、FAX(5323) 7230  
 東北運輸局(自動車交通部)  
 貨物課長 電話022-791-7531  
 FAX022-299-0940

宮城県トラック協会各支部(仙台・仙南・塩釜・石巻)			
仙台支部	仙南支部	塩釜支部	石巻支部
協会 022(237) 5962 FAX 022(238) 4336 携帯 090-1065-9061	協会 0223(24) 3865 FAX 0223(24) 3939 携帯 090-1065-9062	協会 022(363) 0346 FAX 022(363) 0930 携帯 090-1065-9063	協会 0225(95) 1377 FAX 0225(93) 8991 携帯 090-1065-9064
宮城県トラック協会各支部(登米本吉・気仙沼・栗原・大崎)			
登米・本吉支部	気仙沼支部	栗原支部	大崎支部
協会 0220(22) 6484 FAX 0220(22) 8130 携帯 090-1065-9065	協会 0226(23) 2474 FAX 0226(23) 5336 携帯 090-1065-9066	協会 0228(22) 2540 FAX 0228(22) 7301 携帯 090-1065-9067	協会 0229(23) 8766 FAX 0229(23) 8099 携帯 090-1065-9068



会長・副会長			
須藤会長	カネツ運輸	0225(82) 7878	
庄子副会長	関庄子運送	022(284) 1711	
菅原	船岩沼運輸	0223(22) 4031	
千葉	古川貨物船	0229(29) 2314	
菊地	仙台運送機	022(284) 3111	
緊急輸送対策特別委員会			
委員長	菊地 徹	022(284) 3111	
幹事委員長	佐藤 俊一	0225(95) 6886	
副委員長	佐藤 長市	022(392) 1717	
"	三浦 一夫	022(258) 0665	
委員	小笠原隆治	022(398) 2216	
"	三浦 忠昭	022(238) 8622	
"	黒川 久	022(258) 8121	
"	佐藤 俊一	022(259) 6261	
"	小山 信一	022(345) 5788	
"	澤田 誠	022(235) 9411	
"	長南 淳	022(284) 6001	
"	高橋 知良	022(361) 0310	
"	渡部 長一	0223(34) 4700	
"	結城 寛	0223(34) 2858	
"	内谷 眞吾	022(365) 3165	
"	北谷 眞吾	0225(95) 2111	
"	佐藤 俊一	0225(95) 6886	
"	上野 寿夫	0220(22) 2678	
"	及川 栄	0220(45) 1121	
"	菅原 和幸	0226(42) 3800	
"	渡邊 耕司	0226(27) 5488	
"	中川 清希	0228(23) 2250	
"	野口 賢一	0228(22) 5141	
"	鈴木 吉宏	0229(63) 4149	
"	大平 幸広	0229(63) 7316	
"	馬場 学	022(389) 7330	

## 宮城県内市町村災害協定状況

公益社団法人宮城県トラック協会

平成26年6月30日現在

本・支部	相手先 自治体名	災害対策法に基づく 指定地方公共機関の 指定状況		地方自治体との 緊急・救援輸送に 関する協定締結状況	
		指定の	指定年月日	指定の 有・無	指定締結 年月日
本部	宮城県	○	平成7年9月	○	平成9年3月18日締結 平成11年4月1日変更協定
	仙台市	○	昭和38年7月	○	平成9年3月18日
仙台	大衡村			○	平成26年3月20日
	大和町			○	平成26年3月19日
	大郷町			○	平成26年3月20日
	富谷町			○	平成26年3月19日
仙南	岩沼市				
	名取市				
	角田市				
	川崎町				
	大河原町			○	平成26年2月27日
	柴田町			○	平成26年2月17日
	村田町				
	蔵王町				
	七ヶ宿町				
	亘理町				
	山元町				
丸森町					
石巻	石巻市			○	平成25年10月2日
	東松島市			○	平成25年11月26日
	女川町				
大崎市	大崎市			○	平成25年10月30日
	涌谷町			○	平成25年12月5日
	美里町			○	平成26年1月15日
	加美町			○	平成25年12月17日
	色麻町			○	平成25年12月19日
登米・本吉	登米市			○	平成18年6月20日
	南三陸町			○	平成26年5月15日
塩釜	塩釜市				
	多賀城市			○	平成26年5月15日
	松島市				
	七ヶ浜町			○	平成26年4月3日
	利府町				
栗原	栗原市			○	平成19年3月9日
気仙沼市	気仙沼市			○	平成26年3月27日

## 宮城県内市町村災害協定状況

公益社団法人宮城県トラック協会

平成26年6月30日現在

本・支部	相手先 自治体名	災害対策法に基づく 指定地方公共機関の 指定状況		地方自治体との 緊急・救援輸送に 関する協定締結状況	
		指定の	指定年月日	指定の 有・無	指定締結 年月日
本部	宮城県	○	平成7年9月	○	平成9年3月18日締結 平成11年4月1日変更協定
	仙台市	○	昭和38年7月	○	平成9年3月18日
仙台	大衡村			○	平成26年3月20日
	大和町			○	平成26年3月19日
	大郷町			○	平成26年3月20日
	富谷町			○	平成26年3月19日
仙南	岩沼市				
	名取市				
	角田市				
	川崎町				
	大河原町			○	平成26年2月27日
	柴田町			○	平成26年2月17日
	村田町				
	蔵王町				
	七ヶ宿町				
	亘理町				
	山元町				
丸森町					
石巻	石巻市			○	平成25年10月2日
	東松島市			○	平成25年11月26日
	女川町				
大崎市	大崎市			○	平成25年10月30日
	涌谷町			○	平成25年12月5日
	美里町			○	平成26年1月15日
	加美町			○	平成25年12月17日
	色麻町			○	平成25年12月19日
登米・本吉	登米市			○	平成18年6月20日
	南三陸町			○	平成26年5月15日
塩釜	塩釜市				
	多賀城市			○	平成26年5月15日
	松島市				
	七ヶ浜町			○	平成26年4月3日
	利府町				
栗原	栗原市			○	平成19年3月9日
気仙沼市	気仙沼市			○	平成26年3月27日

公益社団法人宮城県トラック協会塩釜支部 会員名簿 (平成26年8月1日:計79社)

	事業所名	代表者	住 所	TEL・FAX
1	㈱暁運輸仙台営業所	石川 喜一	神奈川県高座郡寒川町倉見382-4	0467-75-4303 0467-74-3861
2	(有)浅野土建	浅野 幸子	宮城郡利府町加瀬字新南浦1-1	356-3535 356-5219
3	(有)旭 運送	鹿野 貢	多賀城市栄3-5-4	363-2313 367-3425
4	イーストジャパンテクノ(有)	吉田 克則	仙台市宮城野区福田町南2-4-15	388-6050 388-6051
5	石巻みなと商運㈱仙台営業所	中村 薫	多賀城市栄2-106-1	365-6915 365-8489
6	伊藤トラック(有)	伊藤 治	多賀城市大代1-3-2	366-1131 366-1133
7	(有)岩井運送	岩井 雄一	宮城郡七ヶ浜町遠山1-8-34	797-2788 797-3390
8	上野輸送㈱塩釜事業所	上野 善	多賀城市栄2-7-20	362-1538 362-1633
9	(有)内海運送	内海 孝一	宮城郡利府町しらかし台6-1-11	349-1588 349-1599
10	㈱F・Cライン	早川 和英	仙台市i宮城野区出花2-11-9	355-6891 355-6892
11	(有)エムロード	三浦 幸喜	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字譚35-9-105	349-7789 349-7796
12	㈱岡崎運輸	住家 文浩	塩釜市新浜町1-27-1	365-1081 365-5134
13	カメイ物流サービス㈱	富士溪勝彦	多賀城市栄2-7-36	365-3411 367-1291
14	カメイ物流㈱仙台営業所	松本 純一	塩釜市貞山通2-9-1	362-1428 361-3201
15	㈱カネヒロ	古川 浩司	塩釜市貞山通3-2-7	366-1161 366-1162
16	(有)期成運輸	高橋 渉	塩釜市字伊保石153-6	366-6550 366-6550
17	㈱熊谷商事運輸	熊谷 新一	宮城郡七ヶ浜町境山2-21-36	361-8708 361-8709
18	(有)黒潮重機興業	菅原 通明	多賀城市桜木3-3-27	367-5288 367-5289
19	高 運送㈱宮城営業所	中根 寿勝	多賀城市栄3-4-4	361-0271 365-8501
20	港運物流㈱	山本 照雄	塩釜市貞山通1-6-36	367-2812 365-2605
21	港運輸送㈱	郷家 肇	多賀城市宮内2-5-45	367-1135 365-6583
22	㈱互興運送	沼田 克也	塩釜市新浜町3-109-53	365-5551 365-5554
23	三陸輸送㈱	高城 崇充	仙台市宮城野区港1-1-18	258-8071 258-8616
24	塩釜港運送㈱	松田 順夫	塩釜市貞山通1-6-38	364-5111 367-1319
25	塩釜倉庫㈱	横田善三郎	塩釜市港町1-7-30	364-5585 364-5583
26	塩釜トラック㈱	及川美千子	仙台市宮城野区港3-3-4	258-3855 258-3742
27	(有)塩釜マルセ運送	丹 勉	塩釜市中の島6-6	362-2316 364-8558

	事業所名	代表者	住 所	TEL・FAX
28	塩釜陸運(株)新富営業所	加藤 守	塩釜市新富町4-30	364-3958 367-4182
29	塩釜陸運(株)仙台港営業所	小野 賢則	仙台市宮城野区港2-1-12	387-2641 387-2644
30	塩釜陸運(株)	玉田 哲也	塩釜市新浜町2-19-1	365-3137 364-9567
31	(有)城南物流	蓬田 正美	塩釜市新浜町1-27-16	361-8835 361-8836
32	(有)昇竜運輸	佐野 勝	多賀城市新田字北関合39-27	309-5236 309-5263
33	(有)鈴木店	鈴木 三郎	宮城郡七ヶ浜町遠山1-8-35	367-5525 363-1718
34	(株)ゼロ 仙台北カスタマーサービスセンター	小針 晃司	多賀城市町前1-7-2	366-3370 366-3376
35	仙台北臨海通運(株)	伊藤 悟	仙台市宮城野区港4-11-2	259-3564 259-3605
36	大北運輸(株)仙台営業所	羽田 孝司	仙台市宮城野区港4-16-3	387-2947 387-2941
37	多賀城交通(株)	木下 正三	多賀城市明月1-6-15	362-3346 365-3087
38	(株)T-トランスポート	高橋 行好	多賀城市新田字北関合37-17	368-5902 368-5902
39	(有)テーエム物流	菅原 弘志	仙台市青葉区みやぎ台2-18-17	394-6867 394-6867
40	天神運輸倉庫(株)	橋浦 裕之	宮城郡七ヶ浜町遠山5-7-1	366-9222 364-1310
41	東奥陸送(株)	杉田 忠敬	黒川郡大衡村中央平2	345-0180 345-0182
42	東総物流(株)	小林 多吉	多賀城市下馬5-4-20	361-3755 361-3756
43	東邦運送(株)仙台営業所	鈴木 昌平	多賀城市栄2-4-1	362-8010 362-8210
44	(株)東邦輸送	菅原 通	塩釜市楓町1-2-3	365-3742 Fなし
45	東北エネルギー輸送(株)多賀城(営)	三上 真司	多賀城市栄2-7-20	762-6571 762-6575
46	(株)東北三光	佐藤樹世三	塩釜市貞山通3-7-27	366-2701 362-3657
47	東北自動車輸送(株)	針生謙一郎	仙台市泉区明石南1-18-9	371-6660 371-6662
48	(有)東北豊栄輸送	菅野 博紀	多賀城市笠神4-5-27	367-6661 367-6663
49	東北マルハ運輸(株)	橋本 庸輔	塩釜市新浜町1-2-42	366-2238 366-7477
50	東北陸運(株)	玉田 哲也	塩釜市新浜町2-2-42	364-0128 361-8227
51	東北菱倉運輸(株)	清水 健朗	仙台市宮城野区中野字沼向50-1	387-2333 387-2363
52	(株)東洋陸送社仙台営業所	橋本 直紀	多賀城市栄4-1-1	364-7211 364-7212
53	(株)トアア物流塩釜営業所	大串 靖和	多賀城市栄三丁目5-5	365-5573 362-9038
54	(株)豊 島	坂本 進	塩釜市杉の入3-25-2	362-2474 362-8873
55	トヨタ輸送(株)仙台営業所	菅谷 稔	黒川郡大衡村中央平1	345-0121 345-0128

第1編 地震災害対策編資料

	事業所名	代表者	住 所	TEL・FAX
56	(有)トランスポートサービス	深堀 孝子	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字西兼田6-1	362-7515 362-7516
57	中の島運輸(株)	小茄川トミ子	塩釜市杉の入4-6-15	367-3591 364-9213
58	日本アルコール物流(株)仙台営業所	土井 康弘	宮城郡七ヶ浜町東宮浜字笠岩16-2	365-6152 365-6185
59	(株)HIZロジスティクス	本間 雄二	多賀城市町前1-7-2	361-3136 361-3137
60	福島県北運輸(株)仙台支店	関 重義	仙台市宮城野区蒲生二本木132	388-7285 388-7286
61	藤 興業	佐藤 博	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡36-3	365-5783 365-5783
62	(株)フジトランスライナー仙台営業所	板宮竹千代	多賀城市明月2-1-60	367-2871 367-2875
63	ホクブトランスポート(株)仙台支店	工藤 幸文	黒川郡大衡村奥田字奥田中66-2	345-5531 345-5533
64	(有)松島商会	遠藤 吉三	宮城郡松島町磯崎字土樋合3-7	354-4011 354-4011
65	マルサン流通(株)	渡邊 三夫	宮城郡利府町加瀬字南野中沢7-35	353-7135 767-0256
66	(有)丸千急送	菅井 隆行	多賀城市桜木2-1-30	355-5816 355-5818
67	(株)マルノウチ東北(営)	中村 英樹	黒川郡大衡村中央平2	346-0590 346-0591
68	マルハマ運輸企業組合	佐藤 正夫	塩釜市新浜町2-103-55	366-3347 366-7935
69	(株)丸山運送	三浦 一夫	仙台市宮城野区港4-1-2	258-0665 258-0889
70	宮城光和運輸(株)	河本 雅幸	多賀城市宮内2-1-3	365-8224 365-8615
71	宮城第一物流(株)	内谷啓一郎	塩釜市新浜町2-1-36	365-3165 365-1997
72	門間商事(株)	門馬 勝重	多賀城市栄2-5-20	361-7126 361-7124
73	門間商運(株)	門馬 正人	多賀城市栄2-5-20	361-3081 361-3082
74	菱自運輸(株)仙台営業所	後藤 謙治	仙台市宮城野区蒲生2-31-1	259-2475 259-5284
75	(株)ロイヤルネット	堀内 圭	塩釜市新浜町1-27-16	781-5243 781-5244
76	(株)若 商	若生 俊廣	仙台市宮城野区港4-2-4	253-5782 786-3289
77	(株)和孝運輸	馬場 学	仙台市宮城野区中野字下小袋田34-1	388-7330 388-7350
78	(有)渡邊運送	渡邊 一夫	宮城郡七ヶ浜町松ヶ浜字謡131-1	357-5105 357-5106
79	塩釜運送事業協同組合	沼田 克也	塩釜市新浜町3-6-5	362-3945 362-3945

092230001609	(有)リサイクルセンター宮城	石川 和枝
092230001271	(有)菱和産業	木村 富男
092230000942	(株)渡栄運輸	渡邊 幸栄
092230001022	(有)渡辺商事	渡邊 孝則
092240000543	三愛ロジスティクス(株)迫営業所	菅原 周
—	登米本吉運送事業協同組合	堀内 勝
092230000826	(株)明仙運輸迫営業所	小山 信一
塩釜支部		
094470000180	(株)暁運輸 仙台営業所	石川 喜一
092230001480	(有)浅野土建	浅野 幸子
092230000022	(有)旭運送	鹿野 貢
092230001619	イーストジャパンテクノ(有)	吉田 克則
092230000530	伊藤トラック(有)	伊藤 治
092230001519	(有)岩井運送	岩井 雄一
094450002511	上野輸送(株)塩釜営業所	上野 善
092230000943	(有)内海運送	内海 孝一
092230001627	(株)F・Cライン	早川 和英
092220000702	(有)エムロード	三浦 幸喜
092230000108	(株)岡崎運輸	音羽 洋
092230001727	(株)カネヒロ	古川浩司
092230000676	カメイ物流サービス(株) 多賀城営業所	富士溪 勝彦
092230001500	(有)期成運輸	高橋 涉
092230001102	草刈建設(株)	草刈 則夫
092230001634	(株)熊谷商事運輸	熊谷 新一
092230000193	(有)黒潮重機興業	菅原 通明

094460003290	高運送(株)	高 伊佐武
092230001032	港運物流(株)	山本 照雄
092230000793	港運輸送(株)	郷家 肇
092230000231	(株)互興運送	沼田 克也
092230000305	三陸輸送(株)	布施 義光
092230000311	塩竈港運送(株)	松田 順夫
092230000954	塩竈倉庫(株)	横田 善三郎
092230000312	塩釜トラック(株)	及川 美千子
092230000313	(有)塩釜マルセ運送	丹 勉
092230000314	塩釜陸運(株)	玉田 哲也
092240001201	(有)城南物流	蓮田 正美
092230001291	(有)昇竜運輸	佐野 勝
092230000362	(有)鈴木店	鈴木 三郎
094470001982	(株)ゼロ仙台カスタマーサービスセンター	小針 晃司
092230000429	仙台臨海通運(株)	大橋 文夫
091140000223	大北運輸(株)仙台営業所	羽田 孝司
092230000472	多賀城交通(株)	木下 正三
092230000498	(株)千葉重機	千葉 昌昭
092230000509	(有)テー・エム物流	菅原 弘志
092230001735	(株)T-トランスポート	高橋 行好
092230000514	天神運輸倉庫(株)	加藤 憲司
092230000523	東奥陸送(株)	杉田 忠敬
092230001657	東総物流(株)	小林 多吉
094460004864	東邦運送(株)仙台営業所	鈴木 昌平
092230001254	(株)東邦輸送	菅原 通

092210003212	東北エネルギー輸送(株)	井上 辰雄
092230000549	(株)東北三光	佐藤 樹世三
092230000552	東北自動車輸送(株)	針生 謙一郎
092210000320	(有)東北豊栄輸送	菅野 博紀
092230000572	東北マルハ運輸(株)	橋本 庸輔
092230000578	東北陸運(株)	玉田 哲也
092230000570	東北菱倉運輸(株)	清水 健朗
094470000325	(株)東洋陸送社 仙台営業所	橋本 直紀
094470005622	(株)トーア物流塩釜営業所	大串 靖和
092230001469	(株)豊島	坂本 進
095560000991	トヨタ輸送(株)仙台営業所	菅谷 稔
092230001355	(有)トランスポートサービス	深堀 孝子
092230000608	中の島運輸(株)	小茄子川トミ子
094450002626	日本アルコール物流(株)仙台営業所	土井 康弘
092230001472	ハイソーコーポレーション(有)	大友 義弘
092210003189	(株)HIZロジスティクス	小泉 直哉
092240000974	福島県北運輸(株)仙台支店	関 重義
092230001610	藤興業	佐藤 博
095560000095	(株)フジトランスライナー仙台営業所	板宮 竹千代
092230001242	(株)藤原清掃	藤原 胞治
094430000782	ホクブトランスポート(株)仙台支店	工藤 幸文
092230001071	(有)松島商会	遠藤 吉三
092230001714	マルサン流通(株)	渡邊 三夫
091120000603	(有)丸千急送	千野 宗範
094460002820	(株)マルノウチ 東北営業所	青木 信幸

092230000767	マルハマ運輸企業組合	佐藤 正夫
092230000778	(株)丸山運送	三浦 一夫
092230000807	宮城光和運輸(株)	河本 雅幸
092230001221	宮城第一物流(株)	内谷 啓一郎
092230001653	門馬商運(株)	門馬 正人
092230000843	門馬商事(株)	門馬 勝重
092230000972	ヤマヤ産業(株) 本社営業所	佐藤 栄寿
094460005220	菱自運輸(株)仙台営業所	藤崎 繁実
092230001741	(株)ロイヤルネット	高橋 左和治
092230000999	(株)若商	若生 俊廣
092230000901	(株)和孝運輸	馬場 学
092230000904	(有)渡邊運送	渡邊 一夫
092230000049	石巻みなと商運(株)仙台営業所	中村 薫
092230000676	カメイ物流サービス(株)仙台営業所	松本 純一
—	塩釜運送事業協同組合	沼田 克也
092230000314	塩釜陸運(株)仙台港営業所	小野 賢則
092230000314	塩釜陸運(株)新富営業所	加藤 守
栗原支部		
092230001074	(有)熱海産業	熱海 義雄
092230001597	一乗梱包運輸(株)	片平 秀也
094450002539	(株)エスティサービス 宮城営業所	青木 和男
092230001499	(有)大東物流	渡辺 悦郎
092230000125	(株)小野良建設	小野寺 良隆
092230000146	金成運輸(株)	中川 清希
092230000172	北仙台商運(有)	遊佐 金博

## 地震編資料 1 2 消防水利等に関する資料

地震編資料 1 2 - 1 塩竈市防火水槽一覧表

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量						所在地	道 路 内	公 用 地	私 有 地	目 標 物 等	設 置 年 月 日	備 考
					20	35	40	50	60	80							
1	1	東 3 区	A	無			○				尾島町 3-27	●市		亀山宅前	S45.3.9		
2	2	東 3 区	B	無			○				旭町 1-1		●	塩竈市役所西側構内	S27.9.26		
3	3	東 4 区	A	無			○				錦町 3			願成寺境内	S44.1.20		
4	4	東 4 区	B	無			○				錦町 5-32	●市		柴崎養吉宅前	S44.12.26		
5	5	東 4 区	C	無			○				錦町 16-5			坂病院北側駐車場入口	S27.9.26		
6	6	東 5 区	A	無			○				花立町 15-1		●	第三小学校体育館東側	S40.10.19		
7	7	東 5 区	B	無	○						花立町 15-1	●市		第三小学校プール南側路上	S29.7.24		
8	8	東 6 区	A	無			○				新富町 28-34	●市		大井産婦人科医院前	S40.2.26		
9	9	東 6 区	B	無			○				新富町 31-1	●		鈴木タイル店前	S54.12.1		
10	10	東 7 区	A	無			○				新富町 30-42	●私		清野工務店前	S54.12-	所有者不明	
11	11	東 8 区	A	無	○						港町二丁目 11-30	●市		ポートサイドPAL前	S24.5.4		
12	12	東 9 区	A	有			○				舟入一丁目 5-35	●市		伊勢和夫宅前	H13.3.28		
13	13	東 9 区	B	無			○				舟入二丁目 2-3	●市		千葉文男宅前	S47.5.10		
14	14	東 10 区	A	無			○				牛生町 23-5	●市		更新社クリーニング店前	S37.9.3		
15	15	東 10 区	B	有				○			芦畔町 13		●	芦畔町児童公園内	H10.2.10		
16	16	東 10 区	C	有				○			牛生町 15		●	牛生町公園内	H12.3.15		
17	17	東 11 区	A	無			○				貞山通二丁目 3	●市		塩釜海技専門学院脇	S34.3.12		
18	18	東 12 区	A	無			○				貞山通二丁目 7-1	●港		太平洋セメント南側	S34.3.12		
18	19	東 13 区	A				○				貞山通一丁目 8番			●青南商事内			
19	20	東 13 区	B				○				貞山通一丁目 8番			●青南商事内		工業用水6t・ 屋外消火栓14 t・消防用水30 t	
20	1	西 2 区	A	無			○				一森山 1	●市		鹽竈神社第二講堂前	S54.12.12		
21	2	西 2 区	B	無			○				みのが丘 3		●	塩釜市立第一中学校校庭内	S29.7.24		
22	3	西 2 区	C	無			○				一森山 1			●志波彦神社脇	不明	私設	
23	4	西 2 区	D	無				○			一森山 1			●神社馬場東	不明	私設	
24	5	西 2 区	E	無	○						一森山 1			●神社馬場西	不明	私設	
25	6	西 2 区	F	無				○			一森山 1			●神社馬場ポンプ小屋	不明	私設	
26	7	西 2 区	G	有				○			一森山 1			●神社第三駐車場内	H17.3.17	写真無し	
27	8	西 3 区	A	無			○				西町 3-1	●市		四方敷跡児童公園脇	S57.2.3		
28	9	西 3 区	B	有			○				西町 4-2		●	マコロン屋(表坂向い)	S59.5.30		
29	10	西 3 区	C	有				○			西町 8	●市		浪切不動入口脇	H9.1.23		
30	11	西 4 区	A	無			○				月見ヶ丘 1-2		●	月見ヶ丘小学校校庭内	S34.3.12		
31	12	西 4 区	B	無			○				向ヶ丘 16-3			●児玉政昭宅前	S35.4.14		
32	13	西 6 区	A	無			○				一森山 3-32	●市		加藤静宅前	S57.5.14		
33	14	西 7 区	A	無			○				今宮町 9-1		●	塩竈市体育館南側	S27.9.26		
34	15	西 7 区	B	無			○				長沢町 12-2	●市		齋良雄宅前	S35.4.14		
35	16	西 7 区	C	無			○				今宮町 6-2	●市		鈴木栄一宅前	S41.11.5		
36	17	西 7 区	D	無			○				今宮町 15-1	●市		テイク美容室前	S30.11.8		
37	18	西 7 区	E	無			○				今宮町 11-11	●市		新田晃一宅前	S57.12.28		
38	19	西 8 区	A	無	○						小松崎 6	●私		八巻君夫宅前	S32.1.11		
39	20	西 8 区	B	無			○				梅ノ宮 4-2	●市		星力宅前	S27.9.26		
40	21	西 8 区	C	有			○				庚塚 5-52	●市		四季の社内A	平成15年度	写真無し	
41	22	西 8 区	D	有				○			庚塚 1-1		●	市営梅の宮住宅敷地内	H17.11.21	写真無し	
42	23	西 9 区	A	無			○				清水沢一丁目 37		●	清水沢スポーツ公園内	S54.4.13		
43	24	西 9 区	B	有				○			清水沢二丁目地内		●	清水沢西公園駐車場内	H20.3		
44	25	西 10 区	A	無			○				清水沢二丁目 12-1			●新浜線1号送電線下	昭和51年度	無償貸借契約	
45	26	西 10 区	B	無			○				後楽町		●	後楽遊園地内	S34.12.5		

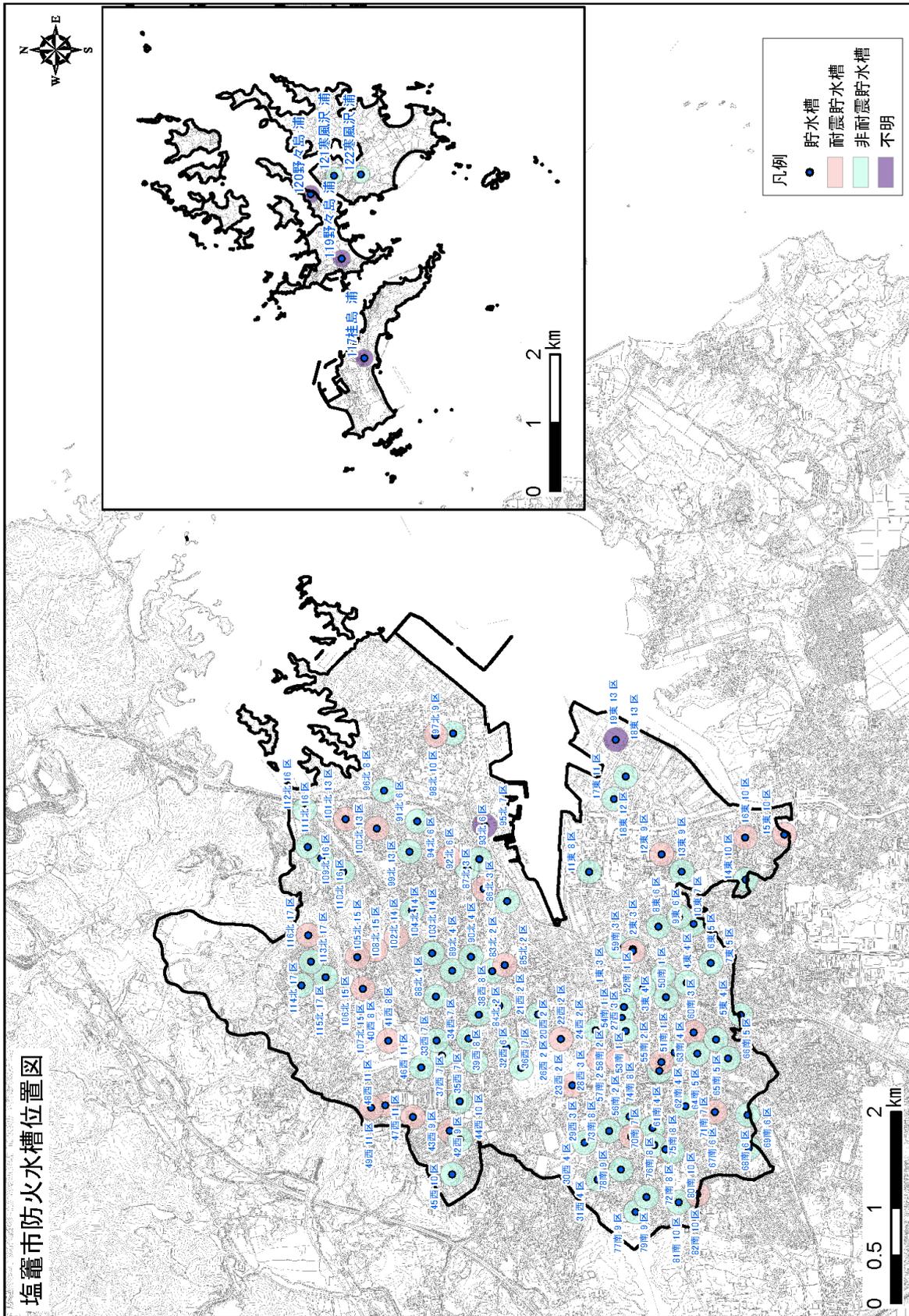
第1編 地震災害対策編資料

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量					所在地	道路内	公用 地	私有 地	目録物等	設置年月日	備考
					20	35	40	50	60							
46	27	西 11 区	A	無		○				清水沢三丁目12-1	●市		松本繁宅前	S54.1.20		
47	28	西 11 区	B	有		○				清水沢三丁目29-4		●	阿部四郎宅前	H14.2.24		
48	29	西 11 区	C	有		○				清水沢四丁目5-10		●	斉藤隆宅東	H14.2.24		
49	30	西 11 区	D	有				○		清水沢四丁目20		●	清水沢1号公園内	H14.3.12		
50	1	南 1 区	A	無		○				南町5-1	●市		渡辺米穀店斜め向	S27.9.26		
51	2	南 1 区	B	無	○					佐浦町7-16	●私		西塩釜入口向	不明		
52	3	南 1 区	C	無		○				南町11-1		●	雲上寺内	S40.10.15		
53	4	南 1 区	D	無		○				泉ヶ岡1-1		●	第一小学校正門脇	不明		
54	5	南 1 区	E	無	○					泉ヶ岡1-1		●	第一小学校体育館脇	不明		
55	6	南 2 区	A	無		○				泉ヶ岡7-1		●	塩釜高校東キャンパス校庭内	S31.9.2		
56	7	南 2 区	B	無	○					泉ヶ岡10-1	●市		塩釜高校西キャンパス入口校門前	S31.9.2		
57	8	南 2 区	C	無		○				泉ヶ岡10-1	●市		塩釜高校西キャンパスグランド南側	S58.12.8		
58	9	南 2 区	D	有				○		泉ヶ岡10-1	●市		塩釜高校西キャンパス南側入口	H10.2.20		
59	10	南 3 区	A	有		○				番津町7-1	●市		塩竈市立病院下	S60.4.16		
60	11	南 3 区	B	有		○				桜ヶ丘11-16	●市		遠藤洋品店下	S60.4.16		
61	12	南 4 区	A	無		○				石堂3-17	●県		日蓮正宗徳妙寺前	S55.3.27	県道	
62	13	南 4 区	B	無		○				石堂1-36	●市		森繁信宅前	S40.2.26		
63	14	南 4 区	C	有				○		石堂2番地内		●	東玉川公園内	H17.3.29	写真無し	
64	15	南 5 区	A	無	○					白萩町2-26	●市		ヤマハ音楽教室裏	S32.1.11		
65	16	南 5 区	B	無	○					野田1-15	●市		大槻宅前	S30.11.8		
66	17	南 5 区	C	無		○				野田6-12	●市		長井久雄宅前	S38.12.25		
67	18	南 6 区	A	有		○				玉川一丁目3-38	●市		コーボスズキB前	S60.4.16		
68	19	南 6 区	B	無		○				袖野田町3-20		●	仙台法務局塩竈支局東側ゲートボール場内	不明		
69	20	南 6 区	C	無		○				袖野田町12-26			南錦町コミュニティセンター			
70	21	南 7 区	A	無		○				玉川三丁目9-37	●市		鈴木滋夫宅前	S54.4-		
71	22	南 7 区	B	無		○				玉川二丁目9-1		●	玉川小学校西側	S37.12.18		
72	23	南 8 区	A	有		○				玉川三丁目8-37		●	母子沢コミュニティセンター前	平成15年度		
73	24	南 8 区	B	無	○					向ヶ丘1-23		●	渡辺宅脇	S30.11.8		
74	25	南 8 区	C	無		○				赤坂26-16	●私		山田宅前	S56.3.20		
75	26	南 8 区	D	無		○				白菊町2-37	●市		高橋幸二宅前(母子石前)	不明		
76	27	南 8 区	E	有		○				白菊町10-52			高橋宅前			
77	28	南 9 区	A	無		○				大日向町27-15	●私		我妻忠男宅脇	不明		
78	29	南 9 区	B	無		○				向ヶ丘11-1	●市		カットショップビートル脇	S40.2.26		
79	30	南 9 区	C	無		○				大日向町24-10	●市		鈴木信幸宅前	S44.1.30		
80	31	南 10 区	A	無		○				玉川三丁目8-2	●市		ヘアサロンフジ向い	S37.1.31		
81	32	南 10 区	B	無		○				母子沢町11-20	●市		熊谷三郎宅脇	S53.1.11		
82	33	南 10 区	C	有		○				母子沢町1-1	●市		市営新玉川住宅しおかぜ前	S61.3.25		
83	1	北 2 区	A	無		○				小松崎10-1		●	第二小学校北門	S57.3.25		
84	2	北 2 区	B	無				○		小松崎10-7		●	小松崎集会所前	S25.5.19	私設 R2.1.30撤去済	
85	3	北 2 区	C	有		○				小松崎11-18		●	第二小学校南側入口	S59.1.31		
86	4	北 3 区	A	無		○				北浜四丁目6-52		●	老人福祉センター駐車場内	S58.3.25		
87	5	北 3 区	B	有				○		藤倉二丁目2-12		●	塩竈市藤倉児童遊園内	H13.2.28		
88	6	北 4 区	A	無		○				梅ノ宮15	●市		梅ノ宮神社前	S38.12.25		
89	7	北 4 区	B	無		○				梅ノ宮20-2	●市		阿部誠一宅前	昭和50年度		
90	8	北 4 区	C	無		○				藤倉一丁目20-29	●私		コーボツカモト脇	S48.3.25		
91	9	北 6 区	A	無		○				杉の入一丁目		●	杉の入小学校入口	S58.12.27		
92	10	北 6 区	B	無	○					藤倉三丁目17-53	●市		小野正雄宅脇	S32.1.11		
93	11	北 6 区	C	無		○				藤倉三丁目3-15		●	横井あや宅前	不明		
94	12	北 6 区	D	有				○		藤倉三丁目18		●	杉の入町内会集会所前公園内	H14.2.1		
95	13	北 7 区				○				北浜四丁目14-1		●	東北ドック鉄工(株)橋内		私設	
96	14	北 8 区				○				杉の入三丁目3-1		●	杉の入ショッピングセンター内		私設	
97	15	北 9 区	A	無		○				新浜町一丁目17	●		東北資材工業(株)塩釜営業所前	S56.3.26		
98	16	北 10 区	A	有		○				新浜町一丁目24-20	●市		カネヨ山野辺水産第二工場西	S61.3.4		

第1編 地震災害対策編資料

No.	区 No.	担当	番号	耐震 性	貯水量						所在地	道路内	公用 地	私有 地	目標物等	設置年月日	備考
					20	35	40	50	60	80							
99	17	北 13 区	A	無			○				楓町三丁目 2		●		楓町公園内(菅原商店脇)	不明	
100	18	北 13 区	B	有					○		杉の入二丁目 1 4		●		杉の入公園内	H10.12.14	
101	19	北 13 区	C	有					○		杉の入三丁目 1 4		●		杉の入第2公園内	H15.3.20	
102	20	北 14 区	A	無			○				松陽台一丁目 1 7 - 1 1	●市			平山優宅前	不明	
103	21	北 14 区	B	無			○				松陽台三丁目 1 5 - 9		●		八木修一宅東側公園内	不明	
104	22	北 14 区	C	有					○		松陽台二丁目 2 - 6		●		松陽台集会所内	H17.3.10	写真無し
105	23	北 15 区	A	有			○				庚塚 1 5 2	●市			小野清蔵宅前	S61.3.4	
106	24	北 15 区	B	有					○		庚塚 5 3 番地内		●		梅ヶ丘公園内	H12.2.21	
107	25	北 15 区	C	有			○				庚塚 3 0 - 1 1 6		●		四季の杜内B	平成15年度	
108	26	北 15 区	D	有					○		庚塚 1 2 8 - 8 2		●		庚塚 1 号公園	H19.2	写真無し
109	27	北 16 区	A	無			○				青葉ヶ丘 3		●		青葉ヶ丘公園内	S56.4.23	
110	28	北 16 区	B	無			○				青葉ヶ丘 2 4		●		青葉ヶ丘東公園内	S56.4.23	
111	29	北 16 区	C	無			○				青葉ヶ丘 3 3 - 1 5		●		岩崎悦三宅脇	S57.8.19	
112	30	北 16 区	D	無			○				青葉ヶ丘 3 9		●		新青葉ヶ丘自然公園展望台下	S57.8.19	
113	31	北 17 区	A	無			○				千賀の台一丁目 6		●		千賀の1号公園内	不明	写真無し
114	32	北 17 区	B	無			○				千賀の台二丁目 6		●		千賀の台公園内	不明	写真無し
115	33	北 17 区	C	無			○				千賀の台二丁目 1 2		●		千賀の台3号公園内	不明	写真無し
116	34	北 17 区	D	有					○		千賀の台一丁目 1 3		●		千賀の台2号公園内	平成17年度	写真無し
117	1	桂島 浦	A				○				桂島字鬼ヶ浜 2 4 - 1				ペンション鬼ヶ浜北側		
118	2	桂島 浦	B				○										
119	3	野々島 浦	A				○				野々島字吹越 1				野々島自然塾前		
120	4	野々島 浦	B		○						野々島字馬越 8				塩竈市立浦戸中学校校門前		
121	5	寒風沢 浦	A	無			○				寒風沢字湊 1 0 5				郷古喜代治宅前		
122	6	寒風沢 浦	B	無			○				寒風沢字中月 2 1				旧浦戸第1小学校校庭内		
計		122			17	3	90	3	19	5			56	48	17		

地震編資料1 2-2 塩竈市防火水槽位置図



## 地震編資料 1 3 避難所等に関する資料

## 地震編資料 1 3 - 1 指定緊急避難場所、指定避難所

## 13-1.1 塩竈市指定緊急避難場所一覧表

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	2,700人	校庭
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	3,300人	校庭
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	2,400人	校庭
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	3,000人	校庭
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	11,700人	校庭
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	2,500人	校庭
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	3,000人	校庭
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	4,800人	校庭
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	1,100人	校庭
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	8,400人	校庭
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字 馬越 8	900人	校庭
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台 23	1,400人	校庭
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字 中月 21	1,300人	校庭
14	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	3,200人	校庭
15	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	3,100人	駐車場
16	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	2,100人	駐車場
17	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	130人	会議室(2階)
18	稻荷神社境内	塩竈市尾島町 3-12	200人	
19	塩竈市役所	塩竈市旭町 1-1	400人	駐車場
20	願成寺境内	塩竈市錦町 3-5	700人	駐車場
21	東玉川公園	塩竈市石堂 2番地内	300人	
22	玉川公園	塩竈市母子沢町 17 番地内	400人	
23	宮城県塩釜高等学校 (西キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 10-1	7,200人	校庭
24	大日向児童遊園	塩竈市大日向町 5番地内	200人	
25	月見ヶ丘スポーツ広場	塩竈市月見ヶ丘 6番地内	5,900人	

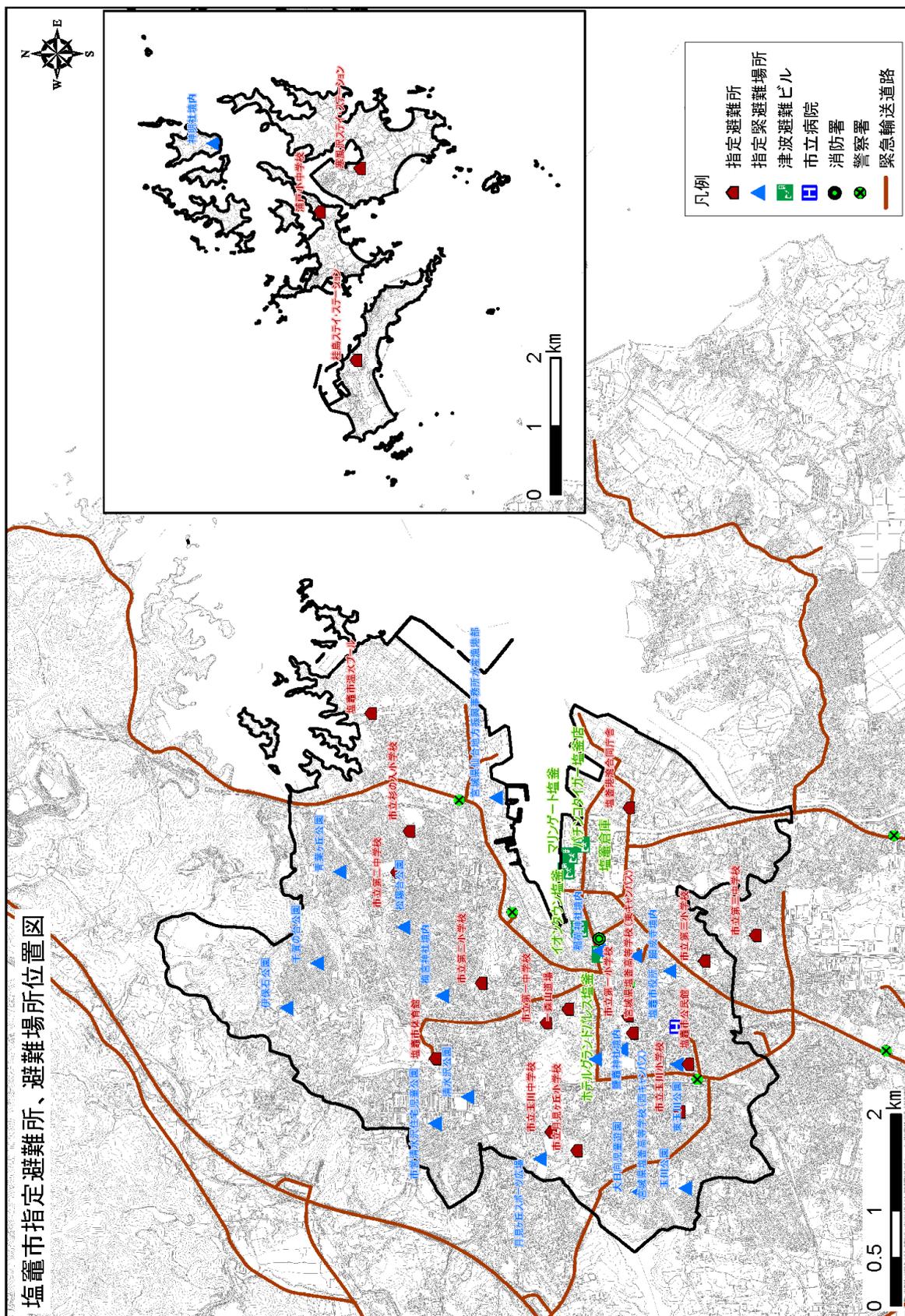
第1編 地震災害対策編資料

No	施設・場所名	住所	収容人数	備考
26	市営清水沢住宅児童公園	塩竈市清水沢 2-23 番地内	300 人	
27	清水沢公園	塩竈市清水沢 1-37 番地内	5,400 人	
28	宮城県仙台地方振興事務所 水産漁港部	塩竈市新浜町 1-9 番地内	300 人	駐車場
29	松陽台公園	塩竈市松陽台 1-18 番地内	1,900 人	
30	青葉ヶ丘公園	塩竈市青葉ヶ丘 3 番 地内	1,600 人	
31	千賀の台公園	塩竈市千賀の台 2-6 番地内	3,900 人	
32	鹽竈神社境内	塩竈市一森山 1 番地内	3,100 人	
33	梅宮神社境内	塩竈市梅の宮 15-35	900 人	
34	伊保石公園	塩竈市字伊保石 95-1	1,000 人	
35	神明社境内	塩竈市浦戸野々島字 朴島	40 人	
36	パチンコタイガー塩釜店	塩竈市港町 1-7-5	680 人	津波避難ビル (立体駐車場 2~4 階)
37	イオンタウン塩釜	塩竈市海岸通 15-100	2,450 人	津波避難ビル (屋上駐車場)
38	マリゲート塩釜	塩竈市港町 1-4-1	830 人	津波避難ビル (2~3 階)
39	塩竈倉庫	塩竈市港町 1-7 番地内	250 人	津波避難ビル (港町一号倉庫 3 階)
40	ホテルグランドパレス塩釜	塩竈市尾島町 3-5	671 人	津波避難ビル (宴会場 2~3 階)
			<b>93,651 人</b>	

## 13-1.2 塩竈市指定避難所一覧表

No	施設・場所名	住所	収容対象地	避難所 収容人数	備考
1	市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1-1	学区内地区	300 人	体育館等
2	市立第二小学校	塩竈市小松崎 10-1	学区内地区	400 人	体育館等
3	市立第三小学校	塩竈市花立町 15-1	学区内地区	400 人	体育館等
4	市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2-1	学区内地区	300 人	体育館等
5	市立杉の入小学校	塩竈市杉の入 1-19-1	学区内地区	400 人	体育館等
6	市立玉川小学校	塩竈市玉川 2-9-1	学区内地区	200 人	体育館等
7	市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3-1	学区内地区	300 人	体育館等
8	市立第二中学校	塩竈市楓町 2-10-1	学区内地区	400 人	体育館等
9	市立第三中学校	多賀城市笠神 2-1-1	学区内地区	500 人	体育館等
10	市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19-1	学区内地区	400 人	体育館等
11	市立浦戸小中学校	塩竈市浦戸野々島字 馬越 8	野々島	200 人	体育館等
12	桂島ステイ・ステーション	塩竈市浦戸桂島字台 23	桂島、石浜	100 人	体育館等
13	寒風沢ステイ・ステーション	塩竈市浦戸寒風沢字中 月 21	寒風沢	100 人	体育館等
14	塩竈市公民館	塩竈市東玉川町 9-1	南部地区の一部	200 人	
15	宮城県塩釜高等学校 (東キャンパス)	塩竈市泉ヶ岡 7-1	泉ヶ岡の一部、 香津町	1,187 人	体育館等
16	塩竈市体育館	塩竈市今宮町 9-1	字伊保石、字長 沢、長沢町、今 宮町、清水沢	549 人	第2 競技場 (サブアリーナ)
17	塩竈市温水プール	塩竈市字杉の入裏 39-173	新浜町 2・3 丁目	40 人	軽運動場
18	塩釜港湾合同庁舎	塩竈市貞山通 3-4-1	貞山通	450 人	2 階会議室
19	一森山道場	塩竈市宮町 7-15	第一中学校学区 内地区	168 人	
				<b>6,594 人</b>	

地震編資料13-2 塩竈市指定緊急避難場所、指定避難所位置図



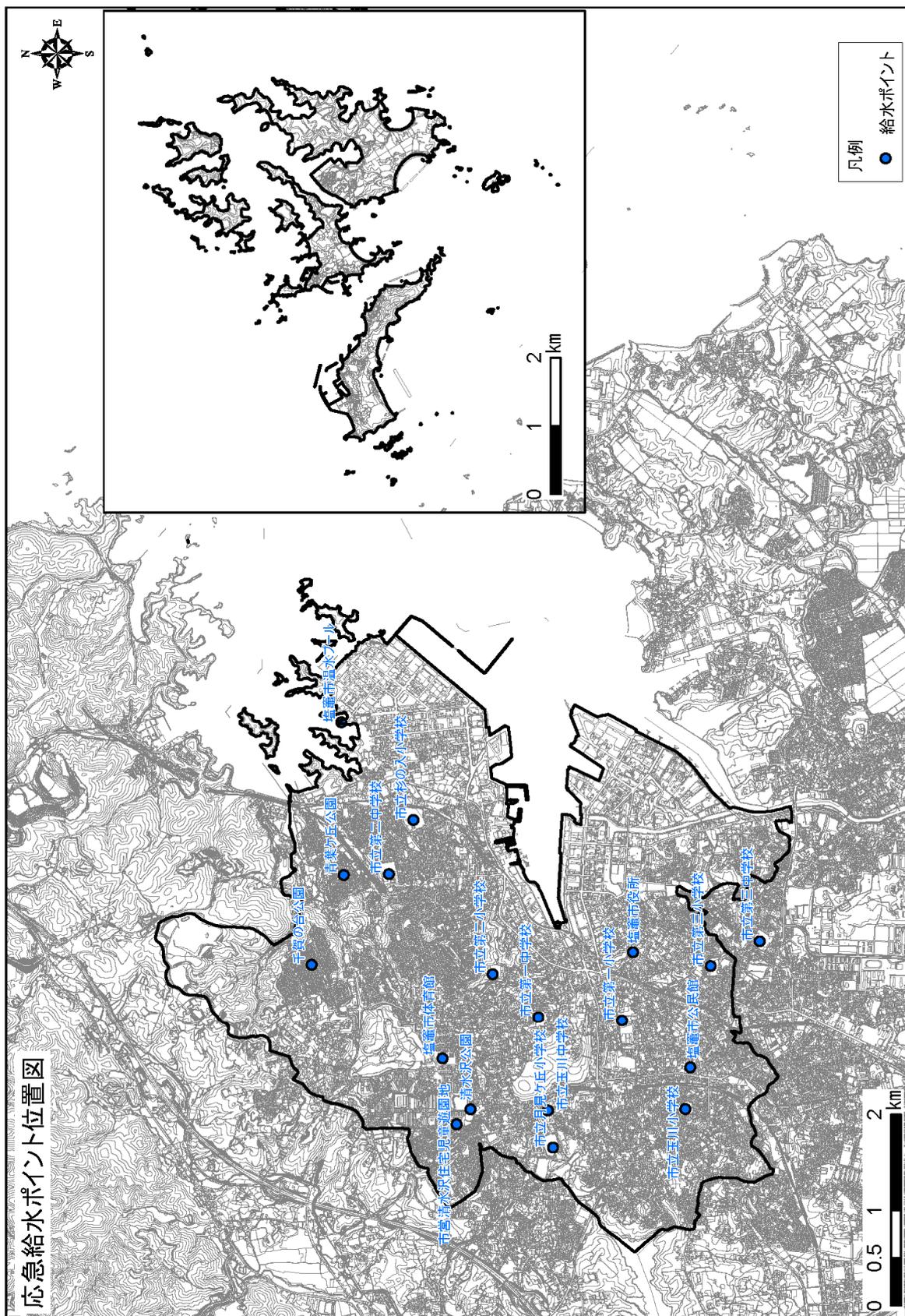
塩竈市指定避難所、避難場所位置図

## 地震編資料 1 4 応急給水に関する資料

## 地震編資料 1 4 - 1 応急給水ポイント一覧

番号	給水場所名	所在地	収容対象地	避難所 収容人員	避難場所 収容人員
1	市立第一小学校	泉ヶ岡 1-1	学区内地区	300	300
2	市立第二小学校	小松崎 10-1	学区内地区	400	400
3	市立第三小学校	花立町 15-1	学区内地区	400	400
4	市立月見ヶ丘小学校	月見ヶ丘 2-1	学区内地区	300	300
5	市立玉川小学校	玉川二丁目 9-1	学区内地区	200	200
6	市立杉の入小学校	杉の入一丁目 19-1	学区内地区	400	400
7	市立第一中学校	みのが丘 3-1	学区内地区	300	300
8	市立第二中学校	楓町二丁目 10-1	学区内地区	400	400
9	市立第三中学校	多賀城市笠神二丁目 1-1	学区内地区・下馬 の一部、丸山の一 部・笠神の一部	500	500
10	市立玉川中学校	権現堂 19-1	学区内地区	400	400
11	塩竈市公民館	東玉川町 9-1	南部地区の一部	200	200
12	清水沢市営住宅児童遊園 地	清水沢二丁目 18-4	清水沢団地の一部	-	300
13	塩竈市体育館	今宮町 9-1	伊保石、字長沢、 長沢町、今宮町、 清水沢	549	549
14	千賀の台公園	千賀の台二丁目 6 番地内	千賀の台、伊保石、 字庚塚の一部	-	3,900
15	青葉ヶ丘公園	青葉ヶ丘 3 番地内	青葉ヶ丘、字石田、 越の浦 1・2・3 丁 目	-	1,600
16	塩竈市温水プール	杉の入裏 39-173	新浜町 2・3 丁目	40	40
17	清水沢公園	清水沢一丁目 3 番地内	清水沢団地一部、 後楽町、泉沢町	-	5,400
18	塩竈市役所	旭町一丁目 1-1	-	-	400
計				4,389	15,989

地震編資料14-2 応急給水ポイント位置図



## 地震編資料 1 5 避難行動要支援者に関する資料

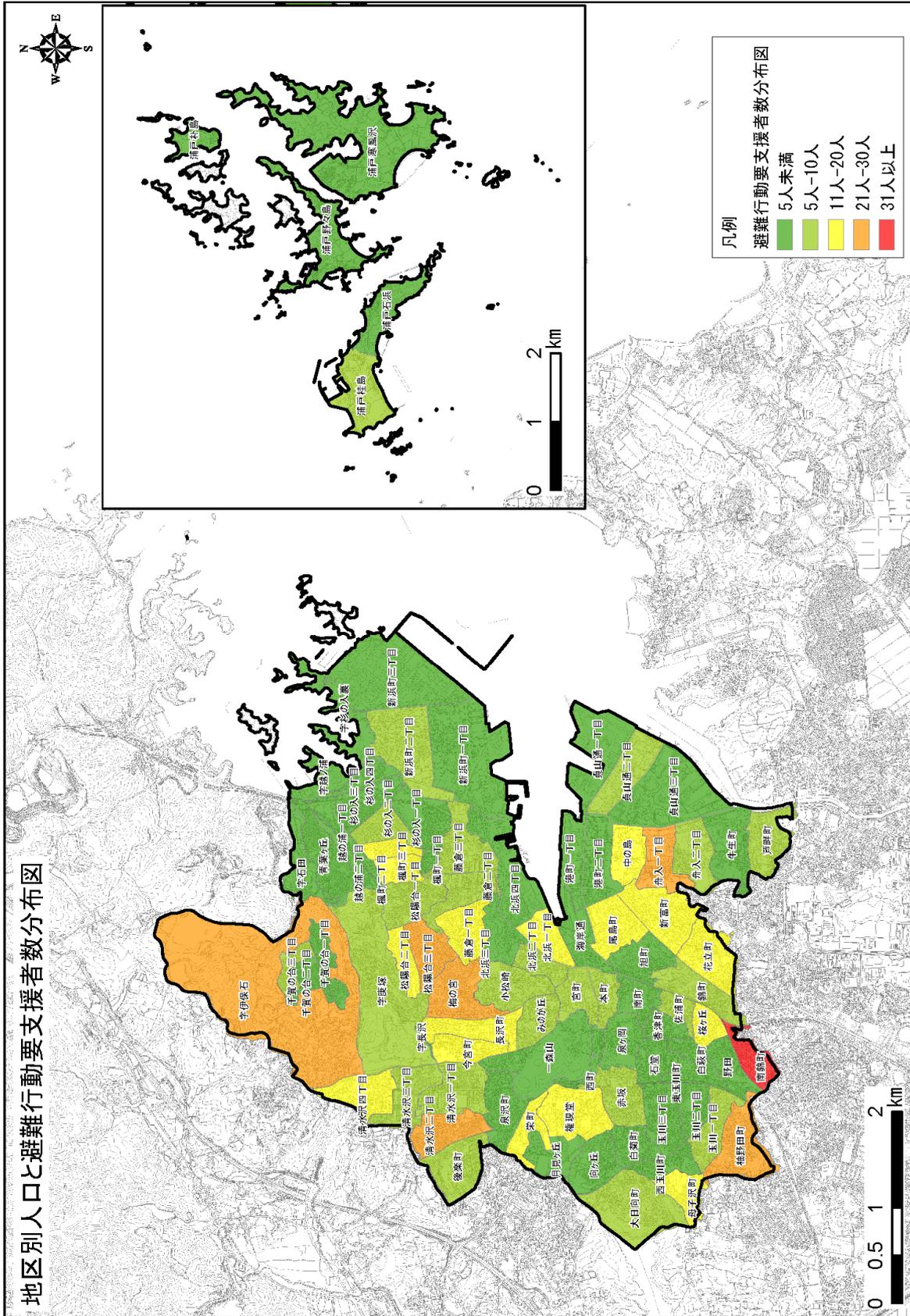
地震編資料 1 5 - 1 地区別人口と避難行動要支援者数一覧表

番号	行政区	人口	世帯	避難行動 要支援者	避難行動 要支援者率
1	浦戸朴島	10	6	0	0.00%
2	浦戸寒風沢	82	44	2	2.44%
3	字伊保石	1,161	406	26	2.24%
4	浦戸野々島	55	28	0	0.00%
5	千賀の台 3 丁目	538	201	6	1.12%
6	字石田	266	85	2	0.75%
7	字杉の入裏	25	8	1	4.00%
8	字越ノ浦	0	0	0	0.00%
9	千賀の台 2 丁目	550	204	1	0.18%
10	青葉ヶ丘	1,210	454	4	0.33%
11	浦戸桂島	96	52	7	7.29%
12	越の浦 1 丁目	18	8	1	5.56%
13	千賀の台 1 丁目	651	240	1	0.15%
14	清水沢 4 丁目	888	292	13	1.46%
15	越の浦 2 丁目	141	46	0	0.00%
16	杉の入 4 丁目	147	55	0	0.00%
17	新浜町 3 丁目	158	135	0	0.00%
18	字庚塚	1,365	474	6	0.44%
19	杉の入 3 丁目	555	190	2	0.36%
20	杉の入 2 丁目	905	324	6	0.66%
21	浦戸石浜	28	16	3	10.71%
22	楓町 3 丁目	350	147	15	4.29%
23	新浜町 2 丁目	962	396	10	1.04%
24	清水沢 3 丁目	1,278	538	10	0.78%
25	楓町 2 丁目	267	103	12	4.49%
26	松陽台 1 丁目	833	300	7	0.84%
27	松陽台 2 丁目	620	252	19	3.06%
28	杉の入 1 丁目	753	294	4	0.53%
29	松陽台 3 丁目	754	299	24	3.18%
30	清水沢 2 丁目	1,151	467	28	2.43%
31	清水沢 1 丁目	1,212	452	9	0.74%
32	後楽町	1,223	406	5	0.41%
33	楓町 1 丁目	164	69	1	0.61%
34	長沢町	562	228	14	2.49%
35	藤倉 2 丁目	964	401	9	0.93%
36	藤倉 3 丁目	856	394	10	1.17%
37	新浜町 1 丁目	545	258	4	0.73%
38	梅の宮	986	410	24	2.43%
39	今宮町	645	245	15	2.33%
40	藤倉 1 丁目	982	418	18	1.83%
41	北浜 4 丁目	472	215	3	0.64%
42	小松崎	639	250	5	0.78%
43	一森山	307	130	4	1.30%
44	北浜 3 丁目	121	55	0	0.00%
45	泉沢町	803	321	2	0.25%
46	栄町	302	130	13	4.30%
47	北浜 2 丁目	300	135	5	1.67%
48	北浜 1 丁目	532	261	16	3.01%
49	みのが丘	452	192	5	1.11%
50	月見ヶ丘	106	12	0	0.00%

番号	行政区	人口	世帯	避難行動 要支援者	避難行動 要支援者率
51	権現堂	796	307	15	1.88%
52	西町	294	127	2	0.68%
53	宮町	306	128	8	2.61%
54	海岸通	368	178	3	0.82%
55	港町 1 丁目	80	33	2	2.50%
56	真山通 1 丁目	0	0	0	0.00%
57	向ヶ丘	688	253	1	0.15%
58	大日向町	1,245	529	10	0.80%
59	赤坂	886	370	10	1.13%
60	尾島町	636	309	11	1.73%
61	港町 2 丁目	343	157	2	0.58%
62	真山通 2 丁目	149	88	8	5.37%
63	本町	259	124	5	1.93%
64	泉ヶ岡	274	113	3	1.09%
65	真山通 3 丁目	170	110	0	0.00%
66	旭町	1,125	513	3	0.27%
67	中の島	63	26	11	17.46%
68	白菊町	610	237	3	0.49%
69	南町	480	216	3	0.63%
70	新富町	1,622	726	15	0.92%
71	西玉川町	701	183	3	0.43%
72	舟入 1 丁目	604	232	25	4.14%
73	石堂	672	283	0	0.00%
74	玉川 3 丁目	1,081	423	2	0.19%
75	香津町	339	156	2	0.59%
76	母子沢町	809	337	11	1.36%
77	錦町	812	376	8	0.99%
78	佐浦町	384	160	6	1.56%
79	東玉川町	366	194	2	0.55%
80	白萩町	331	157	2	0.60%
81	玉川 2 丁目	641	280	1	0.16%
82	舟入 2 丁目	607	236	6	0.99%
83	花立町	1,119	431	13	1.16%
84	玉川 1 丁目	837	388	5	0.60%
85	桜ヶ丘	503	237	12	2.39%
86	野田	637	259	3	0.47%
87	牛生町	614	221	2	0.33%
88	袖野田町	1,233	475	21	1.70%
89	南錦町	765	307	53	6.93%
90	芦畔町	764	268	9	1.18%
		52203	21193	673	1.29%

地区人口：令和2年国勢調査結果  
 避難行動要支援者数：令和4年10月現在

地震編資料15-2 地区別人口と避難行動要支援者数分布図



## 地震編資料 1 6 避難行動要支援者施設等に関する資料

## 地震編資料 1 6 - 1 幼稚園、保育園等施設一覧表

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
1	東部保育所	塩竈市舟入一丁目5-45	保育園（公立）	022-362-3811	022-362-3811
2	清水沢保育所	塩竈市清水沢一丁目32-14	保育園（公立）	022-364-9780	022-364-9780
3	香津町保育所	塩竈市香津町4-15	保育園（公立）	022-362-7211	022-362-7211
4	藤倉保育所	塩竈市藤倉二丁目20-1	保育園（公立）	022-363-1976	022-363-2021
5	うみまち保育所	塩竈市海岸通1-15	保育園（公立）	022-364-7210	022-369-3360
6	あゆみ保育園	塩竈市花立町1-16	保育園（私立）	022-365-4572	022-365-9686
7	さかえ保育園	塩竈市栄町4-1	保育園（私立）	022-362-2949	022-362-2036
8	北浜保育園	塩竈市北浜二丁目8-23	保育園（私立）	022-362-2849	022-362-2939
9	塩釜ひまわり保育園	塩竈市字伊保石242-1	保育園（私立）	022-389-9777	022-389-9777
10	玉川保育園	塩竈市大日向町5-5	保育園（私立）	022-365-5923	022-366-8511
11	塩釜聖光幼稚園	塩竈市泉ヶ岡4-15	幼稚園	022-366-2964	022-363-0170
12	パドマ幼稚園	塩竈市玉川2丁目6-12	幼稚園	022-362-3411	022-362-9743
13	塩釜ひまわり幼稚園	塩竈市伊保石234	幼稚園	022-367-5770	022-367-5728
14	塩釜カトリック幼稚園	塩竈市新富町15-1	幼稚園	022-362-3976	022-366-9719
15	塩釜中央幼稚園	塩竈市旭町4-8	幼稚園	022-362-8651	022-362-7558
16	塩釜第二中央幼稚園	塩竈市芦畔町13-51	幼稚園	022-365-5616	022-365-2923
17	幼保連携型認定こども園 塩釜聖光幼稚園	塩竈市泉ヶ岡4-15	認定こども園	022-366-2964	022-363-0107
18	わだつみ保育園	塩竈市北浜1丁目13-8	小規模保育施設	022-369-3462	022-369-3463
19	てでいべあ〜ちいさなひまわり〜	塩竈市字伊保石231-1	小規模保育施設	022-355-7170	022-355-7172
20	びよちゃん託児所	塩竈市南錦町3-4	託児室（認可外）	090-7076-0488	—
21	赤石病院さくら保育園	塩竈市花立町22-42	託児室（認可外）	022-362-8131	022-362-8134
22	ヤクルト塩釜保育室 ※休止中	塩竈市北浜3丁目1-25	託児室（認可外）	022-355-9575	
23	キョクヨーハピネス保育園	塩竈市新浜町3丁目20-1	託児室（認可外）	022-357-0056	022-357-0086
24	塩竈市子育て世代包括支援センター にこサボ	塩竈市本町1-1（老番館1階）	子育て支援施設	022-354-1225	—
25	塩竈市子育て支援センターこころん	塩竈市海岸通1-15	子育て支援施設	022-363-3630	022-363-3620
26	塩竈市ひまわり園	塩竈市大日向町5-5	障害児デイサービス事業施設	022-365-6811	022-365-6811
27	坂総合病院くさの実保育園	多賀城市下馬1丁目10-4	その他	022-365-5101	—
28	藤倉児童館	塩竈市藤倉二丁目2-12	児童クラブ	022-366-3003	022-366-3003
29	二小仲よしクラブ	塩竈市小松崎10-1	児童クラブ	022-363-3150	—
30	一小仲よしクラブ	塩竈市泉ヶ岡1-1	児童クラブ	022-364-6001	—
31	三小仲よしクラブ	塩竈市花立町15-1	児童クラブ	022-366-8055	—
32	月見小仲よしクラブ	塩竈市月見ヶ丘2-1	児童クラブ	022-363-2591	—
33	杉小仲よしクラブ	塩竈市杉の入1-19-1	児童クラブ	022-362-5661	—
34	玉小仲よしクラブ	塩竈市玉川2-9-1	児童クラブ	022-363-6636	—

第1編 地震災害対策編資料

地震編資料16-2 老人福祉施設等一覧表

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
1	桜ヶ丘老人憩の家	塩竈市桜ヶ丘6-16	老人福祉施設	022-365-5988	—
2	老人福祉センター	塩竈市北浜4-6-52	老人福祉施設	022-364-6482	—
3	アースサポート塩釜	塩竈市旭町18-13	老人福祉施設	022-363-9711	022-362-9610
4	アースサポート東塩釜	塩竈市藤倉2-19-30	老人福祉施設	022-363-0811	022-363-2122
5	サテライトケアセンター 仙塩通所介護事業所	塩竈市西玉川町10-1	老人福祉施設	022-346-8202	022-346-8201
6	ゆらり居宅介護支援事業所	塩竈市一森山7番7号	老人福祉施設	022-355-7136	022-355-7137
7	デイサービスセンター月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘6-10	老人福祉施設	022-361-8355	022-361-8338
8	デイサービスひかり	塩竈市伊保石6-8	老人福祉施設	022-385-5010	022-385-5011
9	ニチイケアセンターしおがま	塩竈市藤倉三丁目17-27	老人福祉施設	022-361-8522	022-361-8525
10	ニチイケアセンター栄	塩竈市栄町8-4	老人福祉施設	022-361-3701	022-361-4465
11	まごころ塩竈	塩竈市袖野田町39-2	老人福祉施設	022-362-2030	022-362-3303
12	塩竈市清水沢デイサービスセンター	塩竈市清水沢一丁目12-2	老人福祉施設	022-364-4400	022-364-5103
13	護療舎デイサービスセンター	塩竈市清水沢四丁目37番20号	老人福祉施設	022-367-3256	—
14	悠泉訪問介護事業所	塩竈市新浜町二丁目1番3号	老人福祉施設	022-361-5377	—
15	塩釜市北浜デイサービスセンター	塩竈市北浜四丁目3-12	老人福祉施設	022-361-5050	022-361-7077
16	しおりデイサービスセンター	塩竈市伊保石30-2	老人福祉施設	022-363-3211	022-361-9777
17	アーク・ケア清楽苑	塩竈市清水沢一丁目12-1	老人福祉施設	022-365-5630	022-385-5830
18	ウィズ月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘6-10	老人福祉施設	022-355-8166	022-361-8338
19	塩釜市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護松ぼっくり	塩竈市松陽台3-20-1	老人福祉施設	022-361-8922	022-361-8933
20	グループホーム小松崎あさひ園	塩竈市小松崎4-45	老人福祉施設	022-367-7509	022-367-7488
21	グループホームオリーブ	塩竈市松陽台三丁目25-20	老人福祉施設	022-365-5281	022-365-5281
22	グループホームやすらぎの里	塩竈市伊保石30-1	老人福祉施設	022-363-3226	022-361-9778
23	グループホーム清水沢あさひ園	塩竈市清水沢三丁目11-31	老人福祉施設	022-361-4711	022-366-6651
24	居宅介護支援事業所護療舎	塩竈市清水沢4丁目37-20	老人福祉施設	022-367-3256	022-364-7610
25	悠泉居宅介護支援事業所	塩竈市新浜町二丁目1-3	老人福祉施設	022-361-5377	022-361-5377
26	ムーンヒルズ	塩竈市月見ヶ丘6-10	老人福祉施設	022-355-8177	無し(法人本部)
27	あおば在宅センター	塩竈市野田9-6-102	老人福祉施設	022-361-5908	—
28	ケアプランセンター東雲	塩竈市新浜町2-2-43	老人福祉施設	022-861-8777	—
29	萩の里介護支援センター	塩竈市月見ヶ丘6-10	老人福祉施設	022-361-7717	—
30	特別養護老人ホーム清楽苑	塩竈市清水沢一丁目12-1	老人福祉施設	022-365-5100	—
31	老人短期入所施設しおり	塩竈市伊保石30-2	老人福祉施設	022-361-1116	—
32	指定居宅介護支援事業所グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町1-16	介護保険施設	022-362-5050	022-362-5454
33	護療舎訪問看護ステーション	塩竈市清水沢四丁目37-20	介護保険施設	022-367-3256	—
34	(公財) 宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ	塩竈市字庚塚1-3	介護保険施設	022-361-3043	022-366-5674
35	塩釜医師会訪問看護ステーション	塩竈市錦町7-10	介護保険施設	022-361-5010	022-361-5015
36	悠泉訪問看護事業所	塩竈市新浜町二丁目1番3号	介護保険施設	022-361-5377	—
37	及川内科医院	塩竈市尾島町5-16	介護保険施設	022-364-8986	022-364-0248
38	坂総合病院	塩竈市錦町16-5	介護保険施設	022-365-5175	022-366-2593
39	(公財) 宮城厚生協会附属北部診療所	塩竈市字庚塚1-3	介護保険施設	022-366-7251	—
40	塩釜市社協指定居宅介護支援事業所	塩竈市北浜4-6-52	介護保険施設	022-361-5051	—
41	市立病院	塩竈市香津町7-1	介護保険施設	022-364-5521	—
42	野田サポートハウス	塩竈市野田3-8-11	介護保険施設	022-361-5315	—
43	(有) 泉沢介護支援サービス	塩竈市泉沢町17-15	介護保険施設	022-366-1123	—
44	護療舎ヘルパーステーション	塩竈市清水沢4-37-20	介護保険施設	022-367-3256	—
45	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	塩竈市北浜4-3-12	介護保険施設	022-364-3535	—

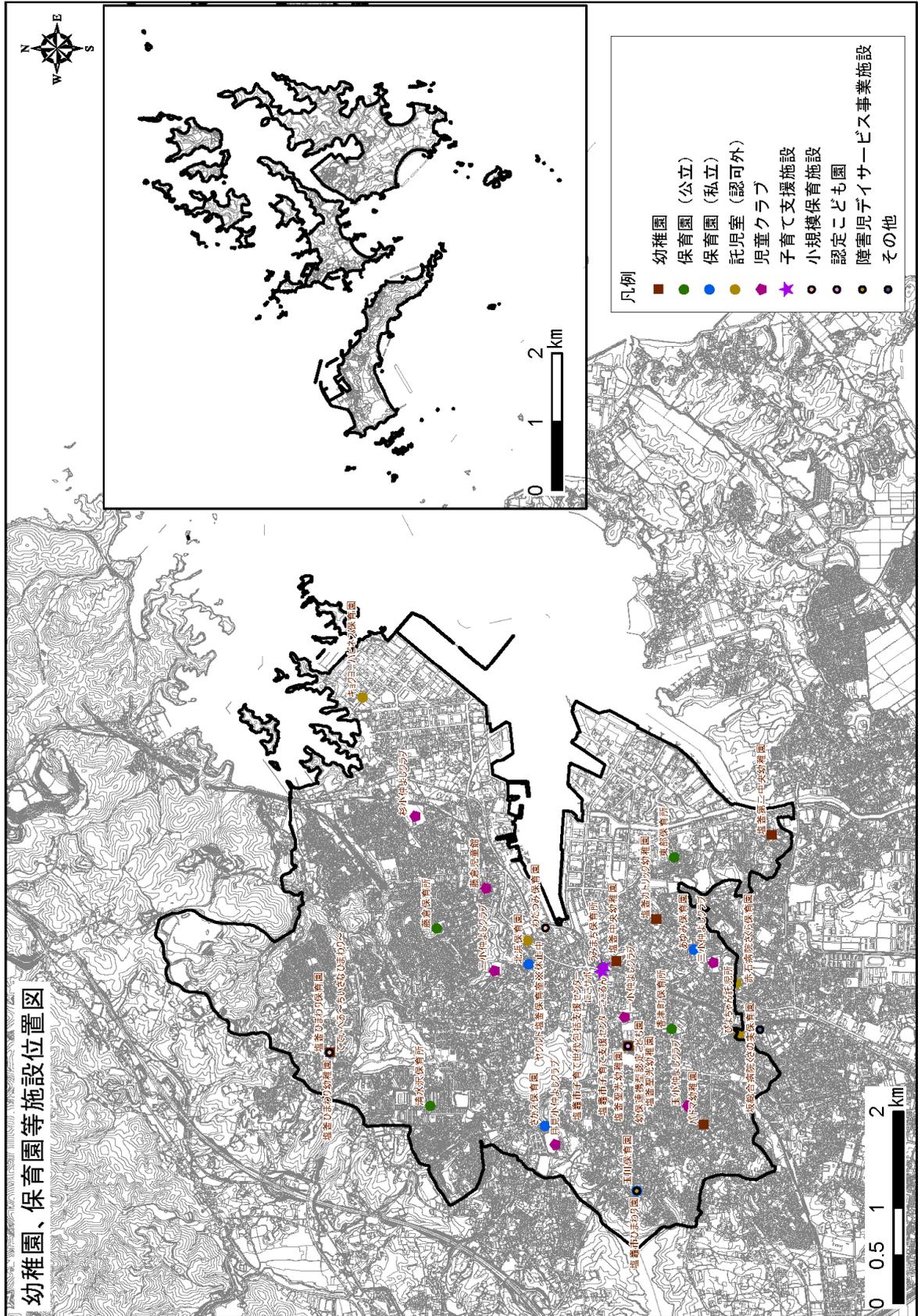
## 第1編 地震災害対策編資料

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
46	(社)塩竈市シルバー人材センター	塩竈市尾島町18-17	介護保険施設	022-367-5940	—
47	セントケア塩釜	塩竈市野田19-3	介護保険施設	022-361-7350	—
48	ヘルパーステーション東雲	塩竈市新浜町2-2-43	介護保険施設	022-361-8777	—
49	ヘルパーステーション月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘6-10	介護保険施設	022-361-8322	—
50	まごころ塩釜	塩竈市袖野田町39-2	介護保険施設	022-362-2030	—
51	ニチイケアセンター栄	塩竈市栄町8-4	介護保険施設	022-361-3701	—
52	アサヒサンクリーン在宅介護センター塩竈	塩竈市錦町7-3	介護保険施設	022-361-6850	—
53	介護老人保健施設グリーンヒルズ	塩竈市西玉川町1-28	介護保険施設	022-362-5050	—
54	ケアハウス月見ヶ丘	塩竈市月見ヶ丘6-10	介護保険施設	022-361-8333	—
55	あしたば福祉会	塩竈市今宮町10-20	社会福祉事業関係法人	022-361-9981	022-361-9982
56	あゆみ会	塩竈市花立町1-16	社会福祉事業関係法人	022-365-4572	022-365-9686
57	塩竈市社会福祉協議会	塩竈市北浜四丁目6-52	社会福祉事業関係法人	022-364-1213	022-364-6482
58	大和福壽会	塩竈市宇伊保石20-1	社会福祉事業関係法人	022-363-3211	022-361-9777
59	嶋福祉会	塩竈市杉の入4-3-8	社会福祉事業関係法人	022-361-0331	022-361-0332
60	萩の里	塩竈市月見ヶ丘6-10	社会福祉事業関係法人	022-355-8888	022-361-8338
61	塩釜地区休日急患診療センター	塩竈市錦町7-10	医療施設 市公共	022-366-0630	—
62	市立病院	塩竈市香津町7-1	医療施設 市公共	022-364-5521	—
63	浦戸診療所	塩竈市浦戸野々島字河岸50	医療施設 市公共	022-369-2350	—
64	まごころ塩釜	塩竈市袖野田町39-2	障害者支援施設	022-362-2030	022-362-3303
65	塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	塩竈市北浜4-3-12	障害者支援施設	022-364-1213	022-364-3666
66	アースサポート塩釜	塩竈市旭町18-13	障害者支援施設	022-362-9611	022-362-9610
67	(公財)宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ 介護	塩竈市宇庚塚1-3	障害者支援施設	022-366-5511	022-366-5674
68	ニチイケアセンター栄	塩竈市栄町8-4	障害者支援施設	022-361-3701	022-361-4465
69	セントケア塩釜	塩竈市野田19-3	障害者支援施設	022-361-7350	022-361-7351
70	愛さんさん訪問介護(障)塩釜	塩竈市本町12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
71	フルール介護ステーション	塩竈市桜ヶ丘6番2号	障害者支援施設	022-762-8107	022-762-8108
72	ホームヘルパーステーション東雲	塩竈市新浜町2-2-43	障害者支援施設	022-361-8777	022-361-8766
73	にじいろ居宅介護	塩竈市玉川3丁目8番6号	障害者支援施設	022-355-5530	—
74	シエンズホームケア事務所しおがま	塩竈市宇伊保石2-44 シャーマンズビューストD201	障害者支援施設	022-200-2304	—
75	生活介護事業あすなろ	塩竈市今宮町10-20	障害者支援施設	022-361-9981	022-361-9982
76	生活介護事業あすなろ・さかえ	塩竈市栄町7番13号	障害者支援施設	022-367-3234	022-367-3234
77	杏友園	塩竈市新富町14-10	障害者支援施設	022-361-6815	022-361-6817
78	サテライト ケアセンター仙塩	塩竈市西玉川町10-1	障害者支援施設	022-346-8202	022-346-8201
79	グループホームひだまり	塩竈市母子沢町19-2	障害者支援施設	022-365-0586	—
80	グループホームひまわり	塩竈市玉川一丁目9-72	障害者支援施設	022-365-0586	—
81	さくらの家	塩竈市杉の入四丁目3-8	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
82	さくらの家(グループホームしょうようだい)	塩竈市松陽台三丁目5-3	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
83	さくらの家(グループホームなでしこ)	塩竈市清水沢一丁目27-7	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
84	さくらの家(グループホームこしのうら)	塩竈市越ノ浦二丁目3-13	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
85	さくらの家(グループホームさかえ)	塩竈市栄町3-20	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
86	おはな母子沢	塩竈市母子沢町15番13号	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
87	おはな南錦町	塩竈市南錦町7番6号	障害者支援施設	022-385-7401	022-385-7403
88	大地	塩竈市清水沢2丁目19-11-1	障害者支援施設	022-355-9256	022-355-9259
89	愛さんさんグループホーム塩釜	塩竈市本町12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
90	株式会社MKアシスト	塩竈市新浜町1丁目27番16号	障害者支援施設	022-362-9641	022-362-9641
91	愛さんさん塩竈事業所	塩竈市本町12-5	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
92	さくら学園	塩竈市杉の入四丁目3-8	障害者支援施設	022-361-0331	022-361-0332
93	メープルガーデン	塩竈市西玉川町8番6号	障害者支援施設	022-762-5037	022-762-5038

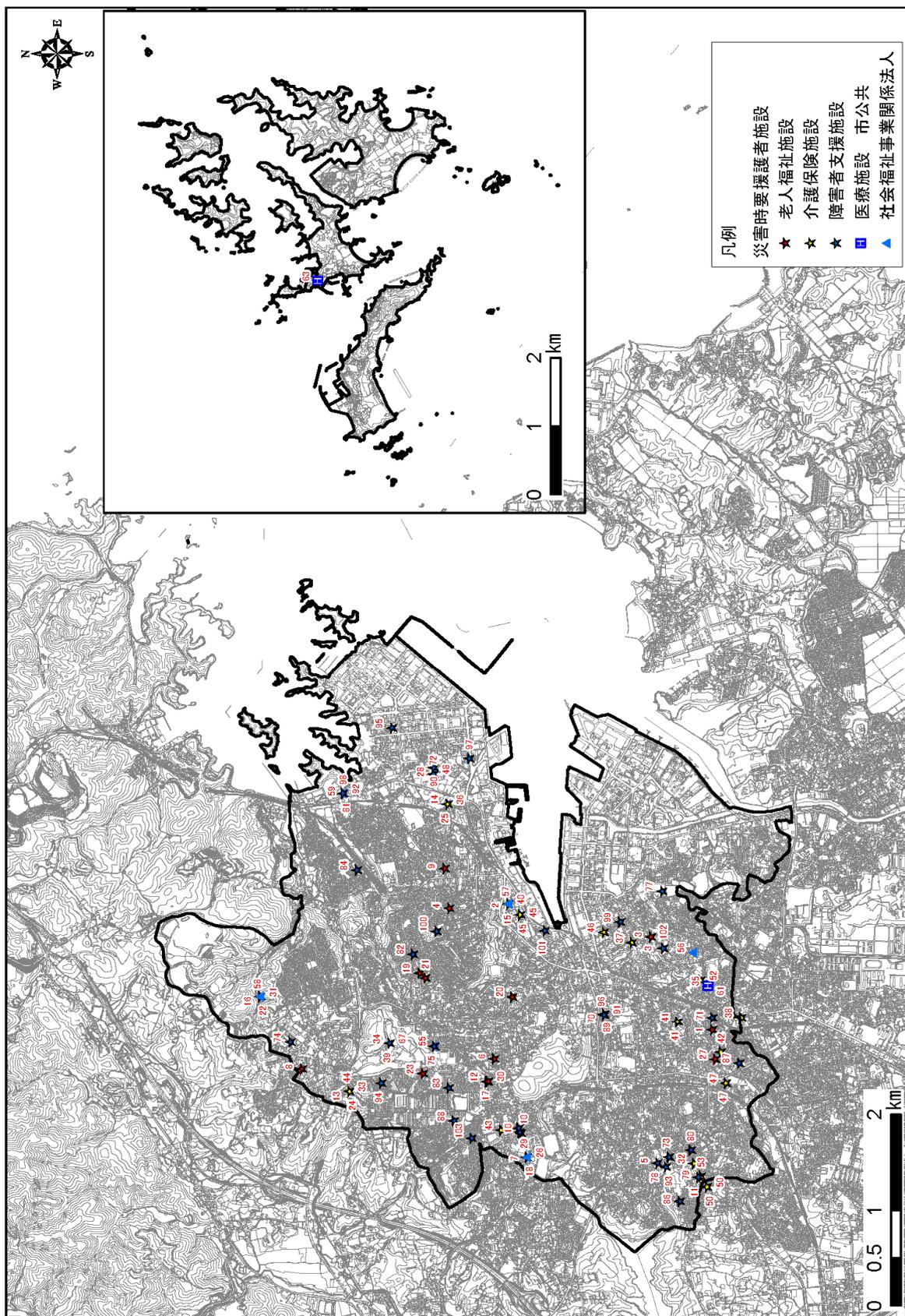
## 第1編 地震災害対策編資料

番号	名称	住所	分類	電話番号	FAX
94	チョコしおがま	塩竈市清水沢四丁目15番1	障害者支援施設	022-290-5452	022-290-5243
95	ワークスタイル にこ	塩竈市新浜町二丁目22番3号	障害者支援施設	090-2978-049	022-352-3893
96	愛さんさん ファーム	塩竈市本町12-6	障害者支援施設	022-366-8813	022-349-4202
97	みらい塩釜事業所	塩竈市新浜町1丁目15-17-1	障害者支援施設	090-2881-030	—
98	障がい者福祉相談支援センター「しおーも」	塩竈市杉の入4-3-8	障害者支援施設	022-361-0380	022-361-0332
99	愛さんさん ひかり	塩竈市尾島町19-4 尾島丸山ビル1F	障害者支援施設	022-355-4660	022-355-4662
100	塩竈市ひまわり園	塩竈市藤倉二丁目20-1	障害者支援施設	022-365-6811	022-365-6811
101	うえる	塩竈市北浜一丁目13番33号 北浜マンション梵101号室	障害者支援施設	022-290-5337	022-290-5338
102	放課後等デイサービスぶれいんはーと	塩竈市旭町20番11号	障害者支援施設	022-349-4280	022-349-4279
103	放課後等デイサービスかりん	塩竈市清水沢2丁目11-10	障害者支援施設	022-781-9841	022-781-9842
104	地域活動支援センター「藻塩の里」	塩竈市杉の入四丁目3-8	障害者支援施設	022-361-0631	022-361-0632

地震編資料16-3 幼稚園、保育園等施設位置図



地震編資料16-4 老人福祉施設等位置図



## 地震編資料16-5 塩竈市内介護保険サービス事業所一覧

### 塩竈市内介護保険サービス事業所一覧（その1）

	事業所名	所在地	電話番号	サービスの種類
1	有限会社泉沢介護支援サービス	泉沢町17番15号	022-366-1123	訪問介護
2	有限会社泉沢介護支援サービス	泉沢町17番15号	022-366-1123	居宅介護支援
3	株式会社ソーシャル ライフ プラス	石堂3番15号	022-362-2823	訪問介護
4	株式会社ソーシャル ライフ プラス	石堂3番15号	022-362-2823	居宅介護支援
5	ニチケアセンター栄	栄町8番4号	022-361-3701	通所介護
6	ニチケアセンター栄	栄町8番4号	022-361-3701	訪問介護
7	まごころ塩釜	袖野田町39番2号	022-362-2030	訪問介護
8	まごころ塩釜	袖野田町39番2号	022-362-2030	地域密着型通所介護
9	ミック健康の森 塩釜	袖野田町3番6号	022-253-7270	通所介護
10	福祉用具販売貸与事業所 seeds 塩釜営業所	玉川一丁目5番12号	022-361-1304	福祉用具貸与
11	野田サポートハウス	玉川三丁目8番11号	022-361-5315	訪問介護
12	野田サポートハウス	玉川三丁目8番11号	022-361-5315	居宅介護支援
13	デイサービスセンター虹のつえ	玉川三丁目8番6号	022-766-8125	地域密着型通所介護
14	にじいろ居宅介護支援事業所	玉川三丁目8番6号	090-4637-6451	居宅介護支援
15	ウィズ月見ヶ丘	月見ヶ丘6番10号	022-355-8166	短期入所生活介護
16	萩の里介護支援センター	月見ヶ丘6番10号	022-361-8333	居宅介護支援
17	ウィズ月見ヶ丘	月見ヶ丘6番10号	022-361-8166	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
18	ヘルパーステーション月見ヶ丘	月見ヶ丘6番地の10	022-361-8322	訪問介護
19	デイサービスセンター月見ヶ丘	月見ヶ丘6番地の10	022-361-8355	通所介護
20	ケアハウス月見ヶ丘	月見ヶ丘6番地の10	022-361-8333	特定施設入居者生活介護
21	サテライトケアセンター 仙塩	西玉川町10番1号	022-346-8202	通所介護
22	サテライトケアセンター仙塩居宅介護支援事業所	西玉川町10番1号	022-346-8200	居宅介護支援
23	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1番28号	022-362-5050	介護老人保健施設
24	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1番28号	022-362-5050	短期入所療養介護
25	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1番28号	022-362-5050	通所リハビリテーション
26	介護老人保健施設グリーンヒルズ	西玉川町1番28号	022-362-5050	訪問リハビリテーション
27	指定居宅介護支援事業所グリーンヒルズ	西玉川町1番28号	022-362-5050	居宅介護支援
28	有限会社インテリア工房ながい	本町10番8号	022-362-3814	福祉用具貸与
29	ながい居宅介護支援事業所	本町10番8号	022-362-3814	居宅介護支援
30	愛さんさん訪問介護 塩釜	本町12番5号	022-366-8813	訪問介護
31	護療舎デイサービスセンター	清水沢4丁目37番20号	022-367-3256	通所介護
32	護療舎ヘルパーステーション	清水沢4丁目37番20号	022-367-3256	訪問介護
33	特別養護老人ホーム清楽苑	清水沢一丁目12番1号	022-365-5100	介護老人福祉施設
34	特別養護老人ホーム清楽苑	清水沢一丁目12番1号	022-365-5100	短期入所生活介護
35	塩竈市清水沢デイサービスセンター	清水沢一丁目12番2号	022-364-4400	通所介護
36	アーク・ケア清楽苑	清水沢一丁目12番2号	022-365-5630	居宅介護支援
37	グループホーム 清水沢あさひ園	清水沢三丁目11番31号	022-361-4711	認知症対応型共同生活介護
38	護療舎訪問看護ステーション	清水沢四丁目37番20号	022-367-3256	訪問看護
39	居宅介護支援事業所 護療舎	清水沢四丁目37番20号	022-367-3256	居宅介護支援
40	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション訪問看護事業所	清水沢四丁目39番1号	022-354-0038	訪問看護
41	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション訪問介護事業所	清水沢四丁目39番1号	022-354-0038	訪問介護
42	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション居宅介護支援事業所	清水沢四丁目39番1号	022-354-0038	居宅介護支援
43	ケアビレッジ塩竈ケアサービスステーション定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	清水沢四丁目39番1号	022-354-0038	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
44	公益社団法人塩釜市シルバー人材センター	尾島町18番17号	022-367-5940	訪問介護
45	リハビリ型デイサービスサンエル	尾島町1番5号	022-362-1678	地域密着型通所介護
46	介護医療院 及川内科医院	尾島町5番16号	022-364-8986	介護医療院
47	介護医療院 及川内科医院	尾島町5番16号	022-364-8986	短期入所療養介護

塩竈市内介護保険サービス事業所一覧（その2）

事業所名	所在地	電話番号	サービスの種類
48 アースサポート塩釜	旭町18番13号	022-362-9611	訪問介護
49 アースサポート塩釜	旭町18番13号	022-362-9611	訪問入浴介護
50 アースサポート塩釜	旭町18番13号	022-363-9711	通所介護
51 アースサポート塩釜	旭町18番13号	022-362-9611	居宅介護支援
52 デイサービスあゆみ苑	香津町12番17号	022-366-5117	地域密着型通所介護
53 塩竈市立病院	香津町7番1号	022-364-5521	訪問看護
54 塩竈市立病院	香津町7番1号	022-364-5521	居宅介護支援
55 公益財団法人宮城厚生協会坂総合病院	錦町16番5号	022-365-5175	訪問看護
56 SOMPOケア 仙塩 居宅介護支援	錦町5-17 ポータウンカネショー1F	022-361-5150	居宅介護支援
57 SOMPOケア 仙塩 デイサービス	錦町5-17 ポータウンカネショー1F	022-389-9666	通所介護
58 塩釜医師会訪問看護ステーション	錦町7番10号	022-364-3301	訪問看護
59 塩釜医師会訪問看護ステーション	錦町7番10号	022-364-3301	居宅介護支援
60 アサヒサントリー在宅介護センター塩釜	錦町7番3号 ジュウケンビル1階	022-361-6850	訪問入浴介護
61 セントケア塩釜	野田19番3号	022-361-7350	訪問介護
62 あおば在宅センター	野田9番6号 102号室	022-361-5908	訪問介護
63 介護老人保健施設やまと塩竈	伊保石20番地1	022-363-3211	介護老人保健施設
64 介護老人保健施設やまと塩竈	伊保石20番地1	022-363-3211	短期入所療養介護
65 介護老人保健施設やまと塩竈	伊保石20番地1	022-363-3211	通所リハビリテーション
66 機能訓練特化型デイサービスみっちゃん	伊保石21番地1	022-361-1116	通所介護
67 やまと塩竈居宅介護支援事業所	伊保石21番地1	022-367-6050	居宅介護支援
68 シエンズホームケア事務所しおがま	伊保石2-441 シャームゾンビュウコーストD201	022-200-2304	訪問介護
69 グループホームやすらぎの里	伊保石30番地1の1～3	022-363-3226	認知症対応型共同生活介護
70 老人短期入所施設しおり	伊保石30番地2	022-363-3211	短期入所生活介護
71 しおりデイサービスセンター	伊保石30番地2	022-363-3211	通所介護
72 デイサービスひかり	伊保石6番地8	022-385-5010	通所介護
73 居宅介護支援センター ひかり	伊保石6番地8	022-385-5010	居宅介護支援
74 公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ	庚塚1-3	022-366-5539	訪問看護
75 公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ介護	庚塚1-3	022-366-5511	訪問介護
76 公益財団法人宮城厚生協会ケアステーションしおかぜ	庚塚1-3	022-361-3043	居宅介護支援
77 グループホームオリーブ	松陽台3丁目25-20	022-365-5281	認知症対応型共同生活介護
78 塩釜市社会福祉協議会小規模多機能型居宅介護松ぼっくり	松陽台三丁目20番1号	022-361-8922	小規模多機能型居宅介護
79 グループホーム 杉の入あさひ園	杉の入四丁目4番16号	022-794-7195	認知症対応型共同生活介護
80 ゆらり居宅介護支援事業所	一森山7番7号	022-355-7136	居宅介護支援
81 デイ・サービスセンター ゆらり	一森山7番7号	022-355-7136	地域密着型通所介護
82 リハビリ特化型デイサービス リハニック塩釜	北浜1丁目3番1号 パルメゾン西村1階	022-354-0297	通所介護
83 塩釜市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション	北浜四丁目3番12号	022-364-3535	訪問介護
84 塩釜市北浜デイサービスセンター	北浜四丁目3番12号	022-361-5050	通所介護
85 SUN福祉工房	北浜四丁目5番25号	022-364-0151	福祉用具貸与
86 特別養護老人ホームこころの樹	北浜四丁目6番13号	022-353-5919	短期入所生活介護
87 特別養護老人ホームこころの樹	北浜四丁目6番13号	022-353-5919	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
88 となりの家	北浜四丁目6番28号	022-352-3301	認知症対応型通所介護
89 塩釜市社協指定居宅介護支援事業所	北浜四丁目6番52号	022-361-5051	居宅介護支援
90 グループホーム小松崎あさひ園	小松崎4番45号	022-367-7509	認知症対応型共同生活介護

## 塩竈市内介護保険サービス事業所一覧（その3）

	事業所名	所在地	電話番号	サービスの種類
91	悠泉訪問看護事業所	新浜町2丁目1-3	022-361-5377	訪問看護
92	悠泉訪問介護事業所	新浜町2丁目1-3	022-361-5377	訪問介護
93	ケアプランセンター東雲	新浜町2丁目2-43	022-361-8777	居宅介護支援
94	ヘルパーステーション東雲	新浜町2丁目2番43号	022-361-8777	訪問介護
95	悠泉居宅介護支援事業所	新浜町二丁目1番3号	022-361-5377	居宅介護支援
96	デイサービス カノープス塩釜	藤倉2-2-9	022-707-7653	地域密着型通所介護
97	アースサポート東塩釜	藤倉2丁目19番30号	022-363-0811	通所介護
98	セントケア塩釜デイサービス	藤倉一丁目13番22号	022-364-6531	通所介護
99	ニチイケアセンターしおがま	藤倉三丁目17番27号	022-361-8522	通所介護
100	デイサービス梅の宮マミーホーム	梅の宮16-29	022-362-2322	通所介護
101	グループホーム梅の宮マミー	梅の宮16番11号	022-355-9766	認知症対応型共同生活介護
102	フルール介護ステーション	桜ヶ丘6番2号	022-762-8107	訪問介護
103	居宅介護支援事業所e・ケア	牛生町19番3号	022-762-8487	居宅介護支援

## 地震編資料17 被害状況報告要領に関する資料

### 地震編資料17-1 市町村被害状況報告要領

#### 市町村被害状況報告要領

##### 1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第2項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和22年法律第226号)第40条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

##### 2 報告方法

- (1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」, 「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。
- (2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下, 「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし, MIDORIに障害等が発生し, システムが機能しなくなった場合は, 「火災・災害等即報要領」第4号様式(その2)及び県が定める別紙様式1に必要事項を記入し, 原則メールで県に報告するものとする。

##### 3 留意点

- (1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては, 「半壊」として報告するものとし, 判明後において訂正するものとする。なお, 浸水により住家に被害が発生し, 被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は, 「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し, 判明後に訂正するものとする。

##### 4 その他

- (1) 市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は, 平成29年4月11日付け総行市第26号, 消防災第51号に基づき, 震度6弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し, 原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は, 平成元年9月25日から施行する。

附 則

この要領は, 平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は, 平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月1日から施行する。





## 地震編資料 1 8 災害時優先電話に関する資料

### 地震編資料 1 8 - 1 災害時優先電話

#### 災害時優先電話一覧(全52回線)

総務部 9回線		教育委員会 24回線 (親子機は1回線)	
市代表	022 (364) 1111	教育総務課	022 (361) 3071
市代表	022 (364) 1112	第1小学校	022 (362) 2011
市代表	022 (364) 1113	第1小学校 (FAX)	022 (362) 2680
市代表	022 (364) 1114	第2小学校	022 (362) 2221
市代表	022 (364) 1115	第2小学校 (FAX)	022 (362) 4969
財政課 (兼F)	022 (364) 5304	第3小学校	022 (362) 2323
危機管理課 (兼F)	022 (361) 1587	第3小学校 (FAX)	022 (362) 2324
議会事務局 (兼F)	022 (364) 1214	月見ヶ丘小学校	022 (362) 2441
記者クラブ (兼F)	022 (364) 1217	月見ヶ丘小学校 (FAX)	022 (362) 2492
市民生活部 6回線		杉の入小学校 親	022 (364) 9440
浦戸振興課 (兼F)	022 (362) 1591	杉の入小学校 (FAX) 子	022 (364) 9199
浦戸振興課 (浦戸生活係)	022 (369) 2411	玉川小学校 子	022 (364) 9441
浦戸諸島開発 総合センター (兼F)	022 (369) 2435	玉川小学校 (FAX) 親	022 (364) 9451
環境課	022 (365) 3377	第1中学校	022 (362) 1321
環境課 (FAX)	022 (365) 3379	第1中学校 (FAX)	022 (362) 1811
廃棄物埋立処分場 (中倉埋立処分場)	022 (362) 4411	第2中学校	022 (362) 1431
福祉子ども未来部 7回線		第2中学校 (FAX)	022 (365) 3430
社会福祉事務所	022 (364) 1131	第3中学校	022 (362) 0969
社会福祉事務所 (FAX)	022 (366) 7167	第3中学校 (FAX)	022 (366) 1551
藤倉児童館	022 (366) 3003	玉川中学校	022 (362) 1631
東部保育所	022 (362) 3811	玉川中学校 (FAX)	022 (367) 4729
香津町保育所 (兼F)	022 (362) 7211	浦戸中学校	022 (369) 2008
清水沢保育所	022 (364) 9780	公民館	022 (365) 3341
健康づくり課 (保健センター)	022 (364) 4786	ふれあいエスプ塩竈	022 (367) 2010
産業建設部 4回線		塩釜ガス体育館	022 (362) 1010
水産振興課	022 (781) 7706	塩釜ガス体育館 (FAX)	022 (362) 1099
まちづくり・建築課 (まちづくり企画係)	022 (364) 2510	市立病院 2回線	
まちづくり・建築課 (指導係)	022 (364) 1126	医事課	022 (364) 5525
土木課	022 (364) 1118	市立病院 (FAX)	022 (364) 5529

## 地震編資料 19 災害救助の種類等に関する資料

## 地震編資料 19-1 救助の種類一覧表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上 3. 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。(ホテル・旅館の利用額は@7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整を行うこと)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1. 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。	○ 建設型応急住宅 1. 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定  2. 限度額 1戸当たり 6,285,000円以内  3. 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内着工	1. 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,285,000円以内であればよい。 2. 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3. 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4. 供与期間は、2年以内

第1編 地震災害対策編資料

		○ 賃貸型応急住宅 1. 規模 建設型仮設住宅に準じる 2. 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1. 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2. 供与期間は建設型仮設住宅と同様。					
炊き出しその他による食品の給与	1. 避難所に收容された者 2. 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,180円以内	災害発生の日から 7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。 (1食は1/3日)					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1. 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物支給に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊・全焼・流失	夏	18,700	24,000	35,600	42,500	53,900	7,800
			冬	31,000	40,100	55,800	65,300	82,200	11,300
		半壊・半焼・流失	夏	6,100	8,200	12,300	15,000	18,900	2,600
冬	9,900		12,900	18,300	21,800	27,400	3,600		

医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具は損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者…協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2. 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80割以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度部分 1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000円以内	災害発生の日から 3ヶ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定	

	度に住家が半壊（焼）した者	②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内	する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全半壊（焼）流出半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校生徒	1.教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2.文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1人当たり4,700 円 中学校生徒 1人当たり5,000 円 高等学校等生徒 1人当たり5,500 円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及びその他の学用品） 15日以内	1.備蓄物資は評価額 2.入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 213,800円以内 小人（12歳未満） 170,900円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10日以内	1.輸送費、人件費は別途計上 2.災害発生後3日を経過したものは一応死亡したものと推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、消毒） 1体当たり3,500円以内 〈一時保存〉 既存建物借上費 ：通常の実費 既存建物以外 ：1体当たり 5,400円以内 〈検案〉 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1.検案は原則として救護班 2.輸送費、人件費は、別途計上 3.死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1.被災者の避難に係る支援 2.医療及び助産 3.被災者の救出 4.飲料水の供給 5.死体の搜索 6.死体の処理 7.救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。

第1編 地震災害対策編資料

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用</li> <li>・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費</li> </ul>
<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 時間外勤務手当</li> <li>2. 賃金職員等雇上費</li> <li>3. 旅費</li> <li>4. 需用費消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)</li> <li>5. 使用料及び賃借料</li> <li>6. 通信運搬費</li> <li>7. 委託費</li> </ol>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
<p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10</p> <p>ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9</p> <p>ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8</p> <p>ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7</p> <p>ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6</p> <p>ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5</p> <p>ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>				

## 地震編資料19-2 災害救助法による実費弁償の限度（第13条関係）

	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規程する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 22,800円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,400円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,000円以内 救急救命士 15,900円以内 土木技術者及び建築技術者 15,700円以内 大工、左官及びとび職 20,700円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

地震編資料20 自衛隊の災害派遣に関する資料

地震編資料20-1 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式1

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

塩竈市長 印

自衛隊の災害派遣要請について(依頼)

このことについて、下記のとおり、部隊の派遣方を依頼します。

1. 災害の種類	
2. 災害の状況及び派遣を要請する理由	
3. 派遣を希望する期間	
4. 派遣を希望する区域及び活動内容	
5. 派遣先の責任者・連絡先	
6. 派遣先への最適経路	
7. 参考となるべき事項	

地震編資料20-2 自衛隊の災害派遣要請書 別紙様式2

第 号  
年 月 日

宮城県知事 殿

塩竈市長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)

年 月 日付け 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり 部隊の  
撤収要請を依頼します。

記

1. 撤収要請理由

2. 撤収期日 年 月 日 時 分

3. その他必要事項